

Title	日獨戦争と山東問題
Sub Title	Japanese participation in the First World War and the Shantung question
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.2 (1960. 2) ,p.243- 291
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	及川恒忠先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600215-0243

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日獨戰爭と山東問題

内 山 正 熊

- 一 問題の提起
- 二 日本の参戦
- 三 英國の態度
- 四 日獨開戦
- 五 日本の中立違反
- 六 膠州灣還付問題
- 七 講和と山東問題
- 八 結 論

一 問題の提起

山東問題が顯著な外交史的照明を受けるに至つたのは、いうまでもなく、第一次世界大戦後の講和會議に於いて意外の大波瀾を起し、これをめぐつて日本が世界の檜舞臺で非難攻撃の的になつたからにほかならない。何故に、山東問題は當時の世界の視聽を集め、何故にかくも日本は糾弾されたのであろうか。

四十年の歲月は、山東問題を遠く過去の幕の奥深く追いやり、日本の膠州灣返還も當然のように思われ、この問題自體が忘れ去られんとしている觀がある。それにも拘らず、いまこの問題をとり上げるのは、單にヴェルサイユ會議とワシントン會議における戦果歸屬の係争對象としてではなく、その背後に潜む世界史的意義の故である。この山東問題を契機として、歐洲大戦中の極東における真空状態を利用して驀進を續けた日本帝國主義は、戦争終了と共に再びまた西歐先進列強の壓力の前に後退を餘儀なくされるといふきびしい試練に遭わなければならなかつたのみならず、山東問題の傷はながくうずんで、爾來日中關係は悲劇的對立をつづけるに至つたからである。

この日中關係の對立激化の起點としては、從來對支二十一カ條要求があげられるのがつねであり、これについては學界に於いても早くから注目されて、すでに多くの研究がなされている。これに反してこの二十一カ條要求の序曲プロローグをなした終章フィナーレでもある山東問題については、今迄比較的はその研究が閑却されていた。しかしながら、二十一カ條要求は、いわば山東問題という冰山の上に表れた一角であつて、この冰山の基底そのものが戦争の終了と共に講和の潮流に洗われて露呈されたために、講和會議で世界的非難を浴びせられたといつて差支えない。したがつて、山東問題の背景を明かにすることは、單に我國強硬外交の典型である二十一カ條要求の生れる原因を明かにすることだけにとどまらず、勢力頂上にある日本帝國主義外交の基本線を照し出すことにもなるのである。

この見地からみると、當時我國外交のコーナーストーンをなしていた日英同盟が我國の參戰に對して如何なる意義をもつていたかを顧みつつ、日本が日獨戦争に進入していつた経過を検討する必要があると考へる。問題は、ひろく國際政治の力關係にかかわり、日本の參戰についても、山東問題についても、獨逸との關係だけから見ただけでは十分でなく、日本支持の立場にある英國が如何なる態度を示したか、中國と米國とが日本に對して如何なる動きをしたかに眼を向けなければならぬ。膠州灣還付についても、日本が戰勝國としての成果を吐き出して中國に返したのは、米國が日本に對して壓力を加

え、中國が米國の支持を頼んで暗躍宣傳に成功したという通説についても、いま一度検討を加えることが必要である。ここに對獨最後通牒に日本が膠州灣還付の條件を明記したことの根據を追究するならば、それは、米國のウィルソンの理想主義に動かされた結果としてよりも、むしろ現實的パワー・ポリティックスの結果であることが判明するであろう。

殊に注意すべきことは、我々が概して歐米列強との關係を重視したのに對して、肝心の中國との外交交渉については簡單に一面的な觀察が下されて來た傾きがあることである。山東問題の研究に當つて最も驚かれることは、いかに帝國主義外交のつねとはいへ、中國が當時弱體であつたのに乘じて、日本が中國の主權を全く無視して文字通りの傍若無人の強硬外交を強行したことであろう。我國が中國の中立を侵害して山東半島を侵略したことは、二十世紀に入つて類例を見ないところであつて、眼中に國際法規なく、軍部は外交慣例を顧慮することなく中國進出を敢行したのである。この強引きまわる日本の行動は痛く列國の響聲を買い、日本の世界的信用失墜を招いたと共に、中國民衆一般の激昂を招き、爾來彼等にとつて「凶惡なる日本帝國主義」の印象は拭いえぬものとなつたのであつた。五四運動に象徴される反日排日運動が高まり、滿洲、北支事變を招來するに至つた根源は、實にこの山東問題に在るといつても過言ではないであろう。この山東問題を契機として、日本の今次戰爭への進路はきまつたといつてもよい。本稿において、この問題を敢て提起した理由もここにある。

考察の順序として、先ず第一に、日本の參戰、すなわち日本が山東半島に觸手するに至つた經緯をとり上げ、これが關係諸國と如何なる對應關係をなしたかを客觀的に検討することから始め、次に、日本が如何に露骨な侵略行動を遂行したか、そしてそれが如何なる反響を招來したかを敘述する。第三に、何故に日本が山東半島を返還したかの外交史的究明を試み、二十一カ條要求の出される伏線としてこれを見る所説を檢討した後、講和會議において山東問題が日程表に上つた事態を簡單にとり上げ、最後に山東問題の有する世界史的意義についての考察に及びたいと思う。

二 日本 の 参 戦

世界大戦がヨーロッパに勃發すると共に、當然直ちに問題となつたことは、戦局が極東にまで波及するか否かということであつた。いうまでもなく、主要交戦國は獨逸露佛及び英國であつて、これら列強は澳洪帝國を除いて、何れも極東にその領土乃至は植民地、軍事根據地をもつていたからである。中でも英獨兩國は中國本土に於いても競合する關係にあり、殊に山東半島に於いては北側に英國が威海衛の租借地をもち、獨逸は南側に膠州灣を租借地として保有し、英獨兩國の勢力範圍は隣接していた。

極東に於ける戦争誘發の第一要素は、何といつても主體としては英獨兩國であり、客體としては中國である。日本は日英同盟によつて英國と結ばれてゐるとしても、對獨戦争に参加すべき條約上の義務を負うものではなかつた。^(一)したがつて、英國からの要請がある場合を除けば、日本は局外者の立場に立つわけであるから、英國が對獨攻勢に出るか、獨逸が積極的抵抗に出るか、或は中國が租借地回收のために對獨戦に入るかの、直接當事者間に起るべき三つの場合以外には、論理的に極東に戦争が始まらないわけである。このとき、英國が極東に戦争が波及することを望んでいなかつたことが明瞭であるのは、商業航路安全確保のため戦争區域局限を再三再四繰返して日本に申入れて來たことから知られる。確かに開戦の危機が迫るや、はじめ日本に英國援助の意思を打診して來た事實はあるけれども、これは獨逸が極東に於いて攻撃に出て來た場合のことであり、グレー外相自身も述べているように、日英同盟に基いて日本に對する参戦を要請して來たものではないのである。^(三)むしろ、日本が英國の援助要請を奇貨としてこれを待望の大陸進出の好機會に利用したといつてよい。英國の消極的態度は、八月四日グレー外相が井上勝之助駐英大使に對して、「英國ハ日本國ノ援助ヲ求ムルノ必要ニ迫ラレルコトハ多分之レナカルベク、又日本國ヲ今回ノ戦争ニ引入レルコトハ英國政府ノ避ケントスル所ナリ」とその「歐洲戦争ニ日本引入ヲ避

ケ度キ英國政府ノ意向」を表明してゐる。^(四)しかしながら、八月七日英國は中國水域にある獨艦破壊のため日本に協力を要請して來たことは認めねばならない。^(五)この場合にも積極的に日本の參戰を要請したというよりも、英國は日本海軍の援助のみを要望したのであるが、しかしただこれは日本の對獨戰介入はやむをえないものとして認めるという程のものであつた。

英國が日本の參戰について危懼疑念を抱いたのは、日本の反應が意外に敏速果斷で積極的であつたからである。對獨開戰の決議は八月七日の英國の援助依頼の時から僅々三十六時間を出ないで決定し、^(六)八日にははや日本軍艦は青島沖に姿を現してゐた。^(七)これに對する英國の逆反應はまた極めて速かで、八月十日には先に日本に援助を要請したことを取消して來たのであつた。^(八)この日本に對する英國の猜疑的態度は加藤外相に更に強硬な參戰理由を講ぜしめ、恰も駐日レックス獨逸大使が松井外務次官に向つて威嚇的言辭を用いたことを促えて、日本が獨逸のために反撥挑戰せざるを得ない立場にあり、且つ今回の對獨宣戰は同盟による義戰であると同時に遼東還付に對する復讐戰であると斷じて、日本政府の決定に同意するよう切望した。^(九)英國政府は遂に折れて漸く日本の參戰を認めるに至つたが、その根據はこの獨逸側の脅嚇的態度にありとしたのであつた。英國外相が井上大使に對し、「かくの如く獨逸のために日本の利益が迫害されている狀況にありとすれば、日本國がこれを防禦するためにやむなく開戰することはこれを諒とする。よつて日本國が日英同盟協約により開戰することには何等異議はない。但し、開戰宣言の形式は日本案によらない」と述べたことは、この間の事情を示している。英國は日本が最後まで日本の「對獨宣戰延期方要望」^(一〇)をすてることなく、戰域局限の條件は、日本の最後通牒提出後まで固執してやまなかつたのであつた。^(一一)

(一) 第三回日英同盟協約(明治四十四年七月十三日倫敦ニテ調印)によれば、前文に於いて、

(イ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保スルコト

(ロ) 清帝國ノ獨立及領土保全並清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等ヲ確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト

(イ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル兩締約國ノ領土權ヲ保持シ並該地域ニ於ケル兩締約國ノ特殊利益ヲ防護スルコトヲ目的」として明示しており、参戦に最も關係のある第二條も

「兩締盟國ノ一方カ挑發スルコトナクシテ一國若ハ數國ヨリ攻撃ヲ受ケタルニ依リ又ハ一國若ハ數國ノ侵略的行動ニヨリ該締盟國ニ於テ本協約前文ニ記述セル其ノ領土權又ハ特殊利益ヲ防護セムカ爲交戦スルニ至リタル時ハ前記ノ攻撃又ハ侵略的行動カ何レノ地ニ於テ發生スルヲ問ハス他ノ一方ノ締約國ハ直ニ來リテ其ノ同盟國ニ援助ヲ與ハ協同戦闘ニ當リ講和モ又雙方合意ノ上ニ於テ之ヲ爲スヘシ」とある以上、ヨーロッパに於いての戦争でありしかも英國が攻撃を受けることなく自ら對獨宣戦し、その戦争は前文にある領土權又は特殊利益を防護するために交戦したものでない。したがつて、加藤外相自ら参戦の義務を承認してはいないのである。すなわち、八月七日開戦を一決した重大閣議において英國との外交顧末を報告した際にも「斯かる次第で日本は今日、同盟條約の義務に依つて参戦せねばならぬ立場には居ない。條文の規定が、日本の参戦を命令するような事態は、今日の所では未だ發生しては居ない。ただ一は、英國からの依頼に基く同盟の情誼と、一は、帝國が此機會に獨逸の根據地を東洋から一掃して、國際上に一段と地位を高めるの利益と、この二點から参戦を斷行するのが機宜の良策と信ずる」(伊藤正徳「加藤高明」下巻七八・七九頁)と加藤自身述べている。参戦において慎重派も存在したことはないが、加藤の「参戦をして損はない」という観測と、「日本の東洋に於ける立場を一段堅く築き上げようとする外交的熱願」とは、強引に慎重派の反對論を押し切つて参戦へ導いたのである(伊藤・上掲七三頁)。加藤の強硬な主張は、結局「参戦に優る外交上の良策なし」というに在り、それを彼は同盟に依る義戦であると同時に、遼東還付に對する復讐戦であるということに正當化したのであつた(伊藤・上掲八〇頁)。

(二) 八月三日エドワード・グレー外相は、駐日グリーン英國大使に對して、次の電報を送つてゐる。

At present moment, when war with Germany is a possibility, it might be well for you to warn Japanese Government that if hostilities spread to Far East and an attack on Hong-Kong or Wei-hai-wei were to take place, we should rely on their support. (Foreign Office Document. Aug. 4th, 1914, Vol. XI [35865] No. 549)

(三) グレー自身も、その回顧録で、「日英同盟が却て厄介な問題で心配の種であつたと述べ、日本の援助は多とするが、戦局制限の主張はすつていな」(Gray of Fallondun; Twenty-Five years II, p.103, 104)。

(四) 大正三年八月四日倫敦發、井上大使より加藤外相宛電信第一一七號

(五) 八月七日、グリーン英國大使は加藤外相に次の覺書を提出している。

As some time will be needed in order that our ships of war may find and destroy German ships in Chinese waters,

it is most important that the Japanese fleet should, if possible, hunt out and destroy the armed German merchant cruisers who are now attacking our commerce.

If the Imperial Government would be good enough to employ some of their men of war thus, it would be of the greatest advantage to His Majesty's Government. This, of course, means an act of war against Germany, but this is, in our opinion, unavoidable. 右大要は、外務省記録「世界大戰關係日本外交文書」第一卷一五八—一九頁。

(六) 八月七日にグリーン大使から、この英國からの依頼があるや、直ちに外相は大隈首相を官邸に訪ね、参戦についての所信を説明し、同日夜閣議を開いて参戦に決定すると共に、八日朝五時半には日光御用邸に伺候し時局の對策を伏奏し、同日夕方山縣・松方・大山・井上の四元老を加えた重要閣議で元老の賛同を得て、對獨開戦の決議は、電光石火の如く忽ちにして成立した(伊藤正徳、前掲八〇・八一頁)。八月九日には、加藤外相より英大使に次の如き開戦理由並に戰爭行爲の範圍に關する覺書を手交している。それは日本の軍事行動は制限されることなく、廣く一切の手段をとることが必要と主張し、この根據を日英同盟におくことを要望している。

〔前略〕支那海ニ於テ獨逸假想巡洋艦ヲ搜索シ且ツ之ヲ擊破スル目的ノ爲ニ帝國政府カ其所屬軍艦ノ或ルモノヲ使用スルコトハ大使閣下ノ覺書中ニ記載セラレタル通り疑モナク交戰行爲ニシテ獨逸國ニ對スル開戦ノ宣言ヲ必要トスルモノナリ、一旦交戰國トナリタル以上ハ日本ノ行動ハ單ニ敵國假想巡洋艦ノ擊破ノミニ局限スルコト能ハスシテ必スヤ日本ハ支那海ニ關スル限り兩同盟國ニ共通ナル目的ヲ遂行スルカ爲即チ東亞ニ於ケル日本及英國ノ利益ニ損害ヲ被ラシムヘキ獨逸國ノ勢力ヲ破滅センカ爲成シ得ヘキ一切ノ手段方法ヲ執ルコトヲ必要トスルニ至ルヘシ、將又獨逸國假想巡洋艦擊破ノ爲帝國軍艦ノ或ルモノヲ使用スル事ハ特ニ範圍ヲ限定セラレ且ツ英國ノ一時ノ便宜ノ爲ニ求メラレタル行爲ト視ラレ得ヘキカ故ニ帝國政府ハ現戰爭ニ参加スルノ根據ヲ日英同盟協約ニ記載セル廣範ナル基礎ノ上ニ置キ時局ノ進展ニ隨テ帝國政府ハ必要ナル手段ヲ執ルヘキモノトナスノ見解ヲ有ス依テ帝國政府ハ開戦ノ宣言中ニ聲明スルニ獨逸國ノ侵略的行動ノ結果トシテ東亞ノ方面ニ於ケル一般ノ平和侵迫セラレ且其特殊利益カ危殆ニ瀕スルニ至レリト認メカ爲英國ハ日本ニ援助ヲ求メ而シテ日本ハ其請求ニ應シタルコトヲ以テセント欲ス

帝國政府ハ萬一ノ誤解ヲ避ケンカ爲開戦ノ宣言ノ根據ト爲ルヘキ前記基礎ノ記述ニ對シ英國政府ニ於テ同意セラルヘキヲ成ルヘク速ニ承知センコトヲ望ム(後略)〔外務省編纂・日本外交年表並主要文書・上卷三八〇頁〕

しかしながら、このような迅速な参戦決定には少からぬ疑問が提出出来るであらう。この参戦のタイミングについては、加藤外相が餘りに急激に事を運んだことは決して日本に有利ではなかつたと思われる。すでに、英國が日本の参戦について一旦は援助を求めたもの、これを引込めるといふ事態になつてゐるのみならず、獨逸はいふまでもなく中國米國をはじめ、世界はこぞつて日本の侵略的意圖を疑惧

していたとき進んで對獨宣戦を敢行したことは、日本の立場を有利にしたとはいえない。同じ参戦をするにしても、暫くでも時を待ち、その秋連合國側からの要請を受けてから参戦した方がより大義名分も立ち、日本としても爾後批判を受けることが少かつたであろう。その事態は僅か三ヶ月後に持ち上り、短期戦で終るかに見えたヨーロッパ戦局は意外に連合國に不利であつたため、英國は歐洲出兵を日本に要請して來たからである。英國輿論も、コンテンポラリー・レビューが、「半年後における百萬の援兵は此際における五十萬の價値なきこと明瞭なり、時局は刻々急迫しつつあり、吾人は宜しく我同盟國たる日本と協議して、其貴重なる協力を取つけることとすべく、精銳な五十萬の日本兵は能く現下の戦局を一轉すべきは言を俟たざる所なり」(大正三年十一月七日國民新聞)と論じていることから、日本参戦には絶好の機會であつたと思われる。この歐洲出兵問題の研究には外務省小村通譯官提出の大正三年十一月九日附の優れた報告がある。なお形勢不利になつてから、日本参戦要請に當つての英國側の提示條件は、日本にとつて極めて有利であつて、日本は兵員のみを送ればよく、武器、輸送、食糧、給費一切は連合國負擔であり、ただ、戦死傷の年金負擔だけに若干考慮の餘地があるだけであつた。このように有利な條件であつたに拘らず、日本は拒否したが、その理由は日本が徴兵軍であり國防にのみ向けられるものであること、及び外國の備兵の立場になることは日本のプライドが許さぬという軍人の意向に基くものであつた。

(十七) Paul Rehnh: *An American Diplomat in China*, N. Y., 1922, p. 123.

(八) 八月十一日倫敦發井上大使より加藤外相宛の「英國政府ヨリ帝國ノ對獨宣戦ヲ避ケル爲武裝獨逸船擊破依頼ノ件ヲ取消ス旨申越ノ件」なる電信第一三三號は、ジョルダン公使の勸告に基いて日本参戦阻止を明かにしている。すなわち、「駐在英國公使ハ揚子江ニ在ル英獨兩國砲艦乗組員ハ既ニ引揚ケタルヲ以テ同地方ニ於テ戰鬪ノ起ル虞ナキモ、若シ支那ニ於テ陸上戰鬪在ラバ支那側ノ擾亂ヲ來シ、英國ノ貿易ハ破壞セラルヘキ旨、又英國支那艦隊司令長官ヨリハ英國商船カ武裝獨逸船ニ襲ハレ居レリトハ事實無根ニシテ、支那印度間ノ航路ハ目下ノ處安全ナル旨回答シタリ」とあり、更に、ジョルダン公使の要請として英國側の文書を轉記すれば次の如くである。

To avoid interral trouble and disturbance of trade in China, we are anxious to limit acts of war to operations at sea and more particularly protection of British merchant vessels. Sir John N. Jordan considers that fighting in Tantz-Kiang can be avoided.

この八月十日英外相より井上大使に手交された覺書の譯文は次の如くである。

「余ハ加藤男爵ノ書^{コニテライシヨ}面ニ依リ若シ日本カ獨逸ニ對シ開戰宣言ヲ爲スニ就テハ日本ハ其ノ作戦行動ヲ海上ノミニ限定スルコト不可能ナルコトヲ了解セリ余ハ此ノ見解ヲ諒トスルモ目下英國政府ハ極東ニ於ケル戰鬪行爲カ上記ノ如ク局限セラルヘキコトヲ信シ且ツ成ルヘク

長ク此ノ態度ヲ維持スルヲ願ハシキコトナリト思料スルモノナリ仍テ英國政府ハ目下ノ處協約ニ基キ行動ヲ求ムルコトハ之ヲ斷念スヘシ尤モ此上重大ナル時局ノ發展例ハ香港カ攻撃セラルルカ如キコトアル場合ニ於テハ英國政府ハ更ニ本件交渉ヲ再考スヘシ」(日本外交年表並主要文書・三八〇頁)これは、日本の要求を婉曲に拒否しているのである。

又八月十三日グリーン大使より加藤外相宛一帝國ノ對獨開戰理由聲明ニ關スル英國政府提案ノ件」なる覺書も日本參戰を斷つてゐることを示している。

Aide-Memoire

Sir E. Grey deprecated their taking unlimited action as their doing so might give rise to serious disturbances in China and said that he would not in the circumstances at present ask Japan to take action under the Treaty....

Sir E. Grey cannot, in view of these circumstances and of the absence at present of any apparent dangers to Hong-Kong or British Concessions, say that the special interests of Great Britain in East Asia are menaced to such a serious extent as would make it essential for him to appeal, on that ground alone, to the Alliance.

(九) 伊藤正徳・前掲九一頁

(一〇) 鹿島守之助「日英外交史」三六七頁には、加藤外相との會見に於て駐日獨國大使が、もし日本が連合國側に立つて參戰すれば非常な不利を蒙るであらうと脅嚇的言辭を弄したとし、これを英國外相は斟酌して參戰を諒としたとある。

(一一) グリーン大使より加藤外相宛送付された英國政府の駐日英國大使館宛訓電は次の如くである。

Sir E. Grey desires me to ask that the Imperial Government should defer the declaration of war until he has had time to consult the Commander of Chief in China Station and His Majesty's Minister at Peking. (外務省調査部・世界大戰關係日本外交文書・第一卷一六六頁)

(一二) 井上大使發加藤外相宛電信一四〇號は、「同大臣(グレイ)ハ自分ハ日本ノ眞意ヲ毫モ疑ワサルモ世間ニ於テ或ハ日本國ハ此際領土侵略ノ野心アリト誤解スル者鮮カラサレハ、戰鬪區域ヲ局限シ日本國ハ支那海ノ西及南並ニ太平洋ニ於テ戰鬪ニ出テサルコトヲ聲明セラレタキ旨希望」している。結局英國は對獨宣戰布告中には戰局制限を入れぬことに同意したが、八月十五日の最後通牒のときも戰局制限説を撤回しなかつた。

大正三年八月十七日英國大使より加藤外相手交の次の如き「英國政府ヨリ支那領土内ノ軍事行動目的ニ關スル共同通牒提議ノ件」なる英國外相よりの電報はこれを示すものである。

Telegram from Sir E. Grey

Aug. 15, 1914

A joint Communication might be made at Peking pointing out that the object of the proposed operations would be to restore Kiaochau eventually to China and the restoration of China's full sovereignty over Shantung, and asking China to consent to foreign troops crossing her territory for the above purpose, or at any rate not to protest against it. If the Chinese resist, we can hardly be a party to a violation of Chinese territory and to overcome their opposition by force. This is the very thing which Germans are now doing in Belgium and which is the principal cause of our war with Germany. It is true that we have no treaty with China as we have with Belgium but we should never the less be open to reproach.

三 英國の態度

日本参戦に對する英國の消極的態度或は嫌惡反對は何に基くものであつたか。それは上述のような加藤外相を中心とする日本の強引な参戦態度が、英國當局をして日本の意圖に危惧不安の念を抱かしためたことはいうまでもないところであるが、ここに見逃すことが出来ないのは、當時の駐支英國公使 Sir John Jordan の存在である。英國本國政府が同公使の進言報告によつて動かされていたことは疑いないところであり、若し同公使の強力な日本参戦防止工作乃至は日本の山東進出阻止運動がなかつたならば、日本の参戦も順調に日程表通り進むのに左程困難がなかつたと思われ⁽¹⁾る。ジョルダンの對日警戒の態度には極めて根強いものがあつたが、殊に中國への膠州灣還付については、彼は陰に陽に非常な活動をつづけ、その實現に至つたのも同公使の力が與つて大きかつた。彼は、「支那國ニ對スル日英共同警告中ニ戰後膠州灣還付ニ關スル聲明挿入方」を強硬に主張し、強く「本國政府ニ稟議」⁽²⁾しており、この要求と日本の「膠州灣還付保障挿入反對」の要求とは開戦後まで競合をつづけたのであつた。この問題については、ジョルダン公使の中國における威望と活躍を抜きにしては考えられ

ないのであつて、膠州灣返還の基礎は實に彼によつて築かれたといつても過言ではない。

これを明示するのは、開戦直前の小幡代理公使より加藤外相宛八月十四日北京發（電信第五七三號）の「膠州灣還付ニ關スル獨支交渉問題ニ對スル駐支英國公使ノ意向ニ關スル件」なる報告である。

往電第五七〇號ニ關シ更ニ英國公使ニ就キ確ムル所ニ據レハ、膠州灣還付ノコトハ、獨逸側ト支那側トノ間ニ交渉繼續中ナルカ如ク、條件ハ膠州灣租借地ヲ支那ニ還付スルコト同地ヲ通商港トシテ開放スルコト同地ハ防備ヲ撤回スルコト同地所屬軍艦ノ武裝ヲ解除シ戰後迄支那政府ニ於テ保管スルコト、同時軍隊武裝解除ノコト及賠償問題ニハ後日獨支兩國政府内ニ協定スルニアリトイフ、英國公使ハ本件ヲ在東京英國大使ニ電報シタル由ナレハ同大使ヨリ或ハ既ニ聞及フコト信ス……英國公使ノ謂フ所及曹ノ口氣ニ依リ察スルニ、膠州灣還付問題ハ獨逸側ヨリ非公式ニ交渉アリ支那側ニ於テ一應英國公使ノ意見ヲ徵シ其ノ賛成ニ依リ且下獨逸側ト支那側トノ間ニ前記條件ヲ基礎トシ交渉ヲ進メ居ルモノト解釋スルヲ當レリト信ス、英國公使ノ本官ニ洩ラセル口氣ニ依レハ、同公使ハ支那ノ動搖ヲ防キ東洋ノ大局ヲ保全スルハ此方法以外良策ナシト感シ居ルモノノ如ク且ツ同公使ハ本官ノ質問ニ對シ、英國ハ東洋ニ於ケル英國ノ商業ヲ保護シ其ノ航海業ニ對スル獨逸國軍艦ノ威嚇ヲ免レンカ爲日本國ノ援助ヲ求メタルニ相異ナキモ、進ンテ膠州灣ヲ攻撃シ東洋ニ於テ獨逸國ニ戰爭ヲ挑ム態度ハ日本政府ノ希望ニ出タルモノト承知シ居レリト暗ニ日本國ノ青島攻撃ニハ頗ル不滿ノ意ヲ表セラレタリ、本官ノ察スル所ニテハ、英國公使ハ日本國カ無名ノ師ヲ出シ已ムヲ得サルニ非スシテ宣戰ヲ布告シ此際挑戰ノ態度ニ出テ強イテ獨逸國ノ惡感ヲ買ヒ併セテ永遠ニ支那人ノ信頼ヲ得ル所以ニ非サルヲ惜ムモノノ如ク、更ニ同公使ハ膠州灣ヨリ或ル一國ヲ排除シテ他ノ一國カ之ニ代ハルカ如キハ支那ニ動搖免カレサルヘシト述ヘ、コノ意味ニテ本國政府ヘ其意見ヲ具申シタルモノト察セラル、之ヲ要スルニ英國政府ハ我態度ニ對シ甚タ慷慨ヲ示サル感想ヲ有スルハ事實ナルヘシト信セラル（以上外務省世界大戰關係日本外交文書第一卷一九〇一頁による。傍點は筆者）

ジョルダン公使の中國に於ける地位、勢力、手腕は列國外交團の中で抽んでおり、その多年中國に駐在した體驗は、列國の對支政策に對しても鋭い洞察を育成し、とりわけ確固たる對日方針を抱懷して^(四)いた。彼は歐洲大戰を日本が千載一遇の好機（彼の譯によれば「the chance of a thousand years」）として、大戰に介入したことを指摘し、英國に加擔して參戰した目

的はこの列強格闘の事態を利用して、最もよく自己的利益を獲得することにあつたとする。彼は日英同盟の故に日本が参戦したということを肯定しなかつた。殊に、中國に於ける英國の權益は日本の干涉介入によつて侵害されること明かであつたから、日本の行動は極東における英國人を痛く憤激させたのであつた。交戦國も中立國もすべて立場は異つても戰爭をヨーロッパに限定し、極東を戦局から除外せんと望んでいたから各國共に日本の青島攻撃を好まなかつたことに於ては同様であつた。就中、中國は日本が青島を奪取するのを好まなかつた。^(五)

この事態にあつての英國公使の活躍は際立つていた。これを證左するのは、「帝國ノ對獨最後通牒ニ對スル『北京天津タ イムス』ノ論評ト駐支英國公使ノ支那操縦上ノ暗躍ニ關スル件」と題する小幡代理公使の報告である。

此際ニ於ケル英國外交官ノ動作ハ極メテ會心ノモノアリトテ、英國カ膠州灣ヲ戰爭ノ參加ノ外ニオカント欲シ、青島在住ノ外國人ノ利益竝ニ同地支那人ノ平和ノタメニ膠州灣ノ獨逸官憲ハ必ズ同地ヲ支那ヘ還附スルノ至當ナルヲ主張シタリト明言シ、暗ニ難ヲ膠州灣ニ構ヘルハ日本ノ策源ニシテ英國ノ希望ニ非ザルヲ諷シ、極力日本ノ膠州灣攻撃ヲ非難シ、カクノ如キ日本ノ態度ハ却テ日英同盟ノ目的ニ反スルモノナリト斷言シ更ニ進ンデ青島ハ日本人ノ羨望ノ標的ナリト説キ、青島ノ混亂ノ責任ハ全然日本一個ニテ負フヘキモノナリト極言シ、最後通牒ノ文句ヲ評シ、膠州灣ハ直チニ之ヲ支那ニ還附スヘシトナシタル英國當初ノ主張ヲ容レスシテ、同地ハ一時日本ニ引渡云々ハ東洋ノ平和ヲ亂ス虞レアルモノナリ^(六)

「膠州灣還附ニ關スル獨支交渉ノ件」についても、夙に英國公使が臆立てをしていたと思われるが、それは小幡代理公使が英國公使を訪問した報告よりも察知される。

英國政府もジョルダンの報告に基き、戦地局限問題について英國は讓歩しながら、グレー外相が、膠州灣返還については日本に保障を求める態度に出ている。即ち、八月十四日倫敦發井上大使より加藤外相宛電報によれば「獨逸國政府ハ日獨開戦ノ際ニハ膠州灣ハ直ニ日本國ニ占領セラルヘキヲ察シ同地ヲ中立トナサンカ爲一應該租借地ヲ返還スルノ策ヲ講シ目下支

那政府ト交渉中ナル趣聞及ヒタル旨ヲ附言」していることは、愈々日本の膠州灣還付保障を取りつける方針を明かにしている。日本が最後通牒にも、この返還條項を掲げざるをえなかつた一因には、ジョルダン公使の暗躍が在るといふことがいえるであらう。

要するに、英國は極東に於ける現状を攪亂することを好まぬ餘り、日英同盟が存在したのに拘らず、日本に對して時に援助を求めながら、たえず日本の行動を掣肘し、參戰を阻止するのに努め、それが不可能と知ると、戰爭區域制限を執拗に主張したのであつた。從來、日本の參戰については、日英同盟という大義名分が餘りにも日本人の上に大きく作用したために、それ以外の要素は捨象されてしまつた傾きがあることを注意しなければならない。いわば、日英同盟という光の面が、駐支ジョルダン公使の暗躍という影の面を蔽いかくしていたことを知るのである。

(一) その例證として、次のグレーからの駐日英國大使館宛の電報がある(外務省記録による)。

Telegram from Sir E. Grey

London August 9, 1914

The British Minister at Peking is apprehensive lest a declaration of war on the part of Japan may give rise to the impression that extensive operations affecting China may take place, which would have a serious effect on the stability of that country. In view of this opinion, I am at present anxious to limit the operation of war in China. Sees to the protection of commerce at sea, and I should like to have time for the further consideration of this matter in conjunction with the British Minister at Peking and the Commander-in-Chief on the China Station. You should therefore ask the Japanese Government to defer declaration of war until I have had time to do so.

(二) ジョルダン公使は「膠州灣還付保障」を一貫して支持し、これが日本の方針の重大な障害となることを知つた本省側は、小幡代理公使をして篤と懇談協議せしめたが、「態度不變」であつた。八月十八日北京發小幡代理公使より加藤外相宛電信第五八五號によれば、「同公使ハ膠州灣還付保障ニ最モ重キヲオキ、更ニ本國政府ヨリ右一節除外電訓ニ接セサル限り當方ノ意見ニ同意スル能ワサル旨ヲ確言シ、其態度頗ル強硬ナリ、就テハ本件ハ前電ニテ申述ヘタル通り當地ニテハ乍遺憾到底協議マトマル餘地ナキ次第ト御承知相成度」と小幡代理公使をして手をあげさせている。

以上の状態のため、加藤外相は井上駐英大使をして英國本國政府に「戦域局限ニ關スル駐支英國公使館ノ公表ニ關シ英國政府ノ注意喚起方電訓するに至つてゐる。すなわち、「近來在北京英國公使ノ措置ハ往々日英兩政府交渉ノ次第ト齟齬スルモノ、如ク就テハ頗ル機微ノ事情ナルモ同盟國交上影響尠ナカラサルコトナルニ付至急貴官ヨリ適當ナル方法ヲ以テ英國政府ニ交渉シ相當ノ注意ヲ在北京公使ニ與フル様申入レラントシ」とあるが、如何にシヨルダンに手を焼いたかが窺われる(八月十九日加藤外相より井上大使宛電信第一三三號)。

(三) 八月十四日北京發小幡代理公使より加藤外相宛(電五七六號)によれば、シヨルダンの本國政府への報告は次の如くである。

It appears to me most desirable that our joint note should include assurance in sense originally suggested by Japanese Foreign Minister that no intention of territorial aggrandizement at China's expense is entertained by either power and that all Chinese territory which is now in German occupation but which may be captured by Great Britain and Japan will on the termination of hostility be restored to China. In event of such a written assurance being considered inadvisable, I would suggest that a verbal assurance to the same effect be given by me and Japanese Charge d'affaires when we send the joint note.

(四) *Japan's Policy towards China as revealed in her acts from the beginning of the Revolution in 1911 to the close of the World War in 1918—exactly seven years.* と題するシヨルダン公使のカーニン外相宛報告 (Documents on British Foreign Policy 1919-1939, First Series Vol. VI に含まれてゐる) 一九一九年六月廿八日北京發)は、理路整然と日本の對支政策を要約して「日本は中國で政變の眼を興え、その弱體に乗じて外からの攻撃干渉を容易にすることにあつたとつてゐる。また一九一九年七月十一日號の Japanese Policy in China と題する外務省報告 (634/1/7/15725) の言頭には、'Japan's policy in China is largely opportunist but it is always guided by the consideration that Japan's interests are best served by a weak China と記されてゐるが、これはシヨルダン公使の報告に基くものであること明かである。日本は大戦勃發と共に、異常な熱心さで英國側に加擔したが、一九一五年中國で二十一カ條要求をつきつけ、事實上強大となつたに拘らず世界列國から白眼視されるに至つたことを述べ、'She (Japan) was materially strong, but she was morally weak と彼は對日觀を下してゐる。また朝鮮、南滿洲に日本がとつた政策の結果は如何と斷じて、'弱小な隣國を支配する強國は結局同じ運命に陥るものであり、獨逸はこれを試みて失敗したばかりの所であつて、若し今にして日本が抑えられなければ、將來更に大きな困難に遭ふこと必然であると豫言し、その報告の最後は、

They thought the war for years would last,

A golden chance to rush their schemes,

To plunder China quick and fast,
And realise their cherished dreams.
No more the days of dark intrigue,
No more for twenty-one demands;
The Democratic Powers will league
To free the earth from robber bands.
Had Kaiser's mighty armies won,
Could Europe's regions Kaiser claim,
The children of the Rising Sun
Would Asia rule with awesome name!

と結び、痛烈に日本に對する頂門の一針をさしている。それは一九一九年の全盛時代の日本に對する警告であつた。

(五) Thomas F. Milhard; Our Eastern Question, 1916, p. 92

(六) 八月二十日發小幡代理公使より加藤外相宛電信第五九三號

四 日 獨 開 戰

戰爭勃發に伴つて、極東における戰爭の舞臺とならざるをえなかつた中國は、いち速く八月三日、戰鬪が中國本土における列國租借地、又は中國水域に於いて行われ^(一)ないことを要請した。その三日後には、中國は大總統令によつてその中立を宣言し、これについての斡旋を米國に依頼したのである。^(二)米國は交戰國に對して、戰鬪區域を嚴格に制限して極東の現^{ステイト・オブ・ソウ}狀が保たれるべきことを提議したのであるが、この提案に對して交戰國たる英獨兩國は同意したのに拘らず、この「現狀維持」^(三)は日本に迎えられなかつたのである。

獨逸が日本に對して戰爭の意思をもたなかつたことは明かであつた。^(四)日本の好意を期待こそすれ、少くとも日本の反對を

招くことを避けるのは當然であつた。戰術的に見ても、獨逸が極東で戦争を有利とする理由はなかつた。何となれば、假に若し戦争に入つたとしても、その勝敗の數は明かであつたからである。當時青島の守備隊は千百八十名の將兵を有するのみであつて、危機に臨んで全東洋から約三千の獨逸豫備兵が召集されて補強を圖つている状態であつた。青島は包圍に對する抗戰準備をなしつつあつたが、開戰當時に東洋艦隊旗艦シャルンホルスト及びグナイゼナウの二巡洋艦はカロリン諸島に在り、輕巡洋艦エムデンは一旦青島に入つたが程なくロシア補助巡洋艦捕獲のためウラヂオストックに向つたため、海軍は僅か塊國巡洋艦カイザリン・エリザベット及び獨逸驅逐艦^{S-90}があるのみであつた。^(五)しかもすでに膠州灣口は布雷されて居つたから、戦争の結果ははじめから分り切つていたのである。それ故に、世上レックス大使が我國に對して脅迫的言辭を用いたといわれるのも、日本の戦争介入を好まぬ餘り發したことであつて、それは次の會談内容で明かである。

新聞紙ハ連リニ帝國カ此ノ度ノ戦争ニ参加シ、獨逸ノ極東領ヲ攻撃セントスル意志アル旨ヲ報告ス、コノ風説カ實現セラル、ヤ否ヤハ別問題トシテ、若シ日本カ青島ヲ攻撃スルカ如キ場合ニハ勝敗ノ數ハ今日ニ於テ既ニ明瞭ナルモ、同地駐屯ノ獨國軍ハ一兵卒ヲ留ムル限り飽迄抵抗ヲツマケルヘク、日本カ僅カニ、三千ノ軍隊ト五隻ノ軍艦ニ依ツテ軍備セラルル獨國極東領ヲ攻撃シテ之ヲ占領スルハ却テ日本軍隊ノ名譽ヲ失墜スルコトアルモ決シテソノ光輝ヲ發揮スル所以ニアラサルヘシ云々^(六)

と述べているのは、日本の參戰阻止と中立を要望した切實な表明にほかならない。

八月十一日ベルリン宛米國國務省の極東における戦争局限に關する問合せに對して、日本の最後通牒に先立つ十四日ワシントンに到着した返電によれば（東京へも轉電さる）、獨逸政府は日本との戦争をしようとはせず、倫敦より東緯九〇度線と喜望峯に至る全太平洋領域は海陸を問わずすべて平和を維持すべく日英兩國と交渉に入る用意がある旨通告して來た。^(七)八月十二日には、獨逸政府は駐日レックス大使に對して、日本が中立に留まる場合には、在東洋艦隊は、英國に對する戰鬪を避ける様に訓令されていることを日本政府に通信する様にと電訓を發しているから、^(八)當然日本側は獨逸の極東に於ける戦争回避

の意圖を承知していたのである。それにも拘らず、八月八日には日本軍艦は山東方面に姿を現し、一週間後の八月十五日左の如き勸告を獨逸政府に與えたのである。

對獨最後通牒

大正三年八月十五日

帝國政府ハ現下ノ狀勢ニ於テ極東ノ平和ヲ紊亂スヘキ源泉ヲ除去シ日英同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルハ該協約ノ目的トスル東亞ノ平和ヲ永遠ニ確保スルカ爲メニ極メテ緊要ノコトタルヲ思ヒ茲ニ誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スルニ同政府ニ於テ左記ニ項ヲ實行セラレンコトヲ以テス

第一 日本及支那海岸方面ヨリ獨逸國艦艇ノ即時ニ退去スルコト 退去スルコト館ハサルモノハ直ニ其武裝ヲ解除スルコト

第二 獨逸國政府ハ膠州灣租借地全部ヲ支那國ニ還付スルノ目的ヲ以テ一千九百十四年九月十五日ヲ限り無償無條件ニテ日本帝國官憲ニ交附スルコト

日本帝國政府ニ於テ敍上ノ勸告ニ對シ一千九百十四年八月二十三日正午迄ニ無條件ニ應諾ノ旨獨逸國政府ヨリノ回答ヲ受領セサルニ於テハ帝國政府ハ其必要ト認ムル行動ヲ執ルヘキコトヲ聲明ス^(九)

この最後通牒に接するや、獨逸側の態度は俄かに硬化し、八月二十三日の滿期になつても回答を寄せなかつたので、遂に日獨兩國は國交を斷絶した。ドイツ朝野の對日論調は著しく險惡となつたが、始め對露戰に日本が起つことを豫想して「萬歲」を以てベルリンの日本大使館を蔽つただけに、その反動は大きかつた。例えば、ターゲブラット紙は、

獨逸政府ハ今ヤ日本ノ未曾有ノ挑戰的、破廉恥ナル最後通牒ヲ提出シタルコトヲ確認セリ。日本ノ要求ハ吾人ハ之ヲ迎フルニ單ニ輕蔑ノ念ヲ以テスルノミ。カカル行動ハ全く追劍強盜ノ所爲ニシテ、此蔑視ノ情ヲ混シタル獨逸國民ノ敵愾心ハ最後通牒ノ文字ヲ知ルニ及ヒ更ニ高潮セリ

と八月二十日附で論じ、また同日のフォッシセ・ツァイツング紙は、

事ハ久シキ以前ヨリ計畫セラレ且ツ最モ狡猾ナル手段ヲ以テ行ワレタリ、今次日本カ獨逸ニ對シテナシタル通牒ハアジア人的詭計ノ最モ

模範的表示ナルコトハ何人モ之ヲ認ムヘシ云々

と報じているが、これは獨逸人一般の意見でもあり、且つ日本の黃禍論を特に力説するに至つたのも自然の次第であると考えられる。^(一〇)

このように日本は敢て對獨宣戰を行つたのであるが、連合國側に立つて參戰したのに拘らず、その青島攻撃方法は連合軍との協同作戰を回避し、英國とすら協調を遂げたとはいえなかつた。のみならず、日本軍の對獨戰法は、正攻法でなく、獨逸軍が海上からの正面攻撃に備えていたのに對して、日本軍は後背の陸上から攻撃を加えることに決定したのである。^(一一)それは中國の中立侵犯という重大な事實を前提とするものであるが、これを日本の當局者は一向に介意しなかつた。^(一二)日本は強引そのものの對獨作戰を敢行したのである。^(一三)

先ず第一に注目されることは、連合國の對獨共同出兵について、これを日本が拒んでいることである。例えば、佛國が天津に豫備兵を召集して、たとえ強力なものでないにせよ軍隊を集結して青島攻撃に参加せんとする形勢が見えるや、日本はかかる行動を抑えるように英國に申入れている。すなわち日本の軍事行動が過激なのに危惧を抱いた連合國が日本牽制の動きを見せると、^(一四)加藤は、英國に對して直ちに日本のみにて十分獨軍を擊破し得ることを通告し、英國政府が「何故ニ佛露兩軍ノ參加ヲ特ニ利益アリトセラル、次第ナリヤ親シクグレー大臣ノ所信ヲ仰キタキモ、ソハ叶ハサル義ナルニ付大使ヨリ本件ニ關スルグレー氏ノ腹藏ナキ眞意ヲ承知シタキ旨ヲ述」べ、更に彼は、英國大使に對して、

日本陸軍官憲ハ膠州灣攻撃ノタメ一ケ師團陸兵ヲ出動スルモノニシテ、若シ必要ナルニ於テハ幾何ニテモ増兵シウル準備整ヘ居ルヲ以テ膠州灣ノ占領ニハ聊カモ困難ヲ感セサル處ナリ。況ンヤ佛露兩國軍ノ參加ハ後日問題ニ複雑ナル紛糾ノ種子ヲ殘スニ均シキモノナルヲ以テ、右兩國軍ノ參加ヲ必要トスル理由ハ之ヲ見ルヲ得ス。^(一五)

と語つているが、これは日本の山東支配を獨占せんとする意圖を示すものと思われる。

英國との協同についても日本が好まなかつたことは、その節英國大使が提示した膠州灣攻撃の方法に關して、反對の意向を表明していることにも見られる。すなわち、中立を侵犯せずに攻撃すべく英國側が問合せたのに對し、軍當局の回答に言及して、外相は、「所謂五十キロメートル地域内ヨリ上陸スルコトハ到底不可能ニシテ、是非トモ大部隊ハ右地域外ノ北方海岸ヨリ上陸セシメサルヘカラス、尤モ膠州灣ヲ包圍シタル曉ニハ、重砲等ノ陸揚ケハ可能ナルヘシトイフニ在リ」と返答しているのである。要するに膠州灣攻撃のためには中立を侵さざるをえないことを日本も認めて、「支那ノ中立ヲ尊重シ得サルハ誠ニ已ムヲ得サル次第ナルヲ以テ目下帝國政府ニ於テ支那政府ノ意向ヲサウンドシツ、アリ」と述べざるをえなかつた。これに對して英國大使が「然ラハ英國モ亦共同シテ支那ノ同意ヲ得ルコトシテハ如何」と申出て來たのであるが、それには外相は、「其義ハ暫ク差控ヘラレタシ」と述べたのであつた。

以上のような日本の政策乃至作戰方針については、それが國際道義にもとり公然たる國際法違反が必然的に問題となつて來るので、内外の批判を招いたのであるが、その一例として當時の駐支小幡公使の進言報告があげられる。^(一)日本の軍事作戰の實行のために、先ず日本はどのような行動をとつたか。それには中國の中立侵犯という嚴酷な事實にふれねばならない。

(一) 中國の中立宣言は、八月六日大統領令 Presidential mandate proclaiming neutrality として公布された。それは

Whereas we are happily at peace with all sovereigns, powers and states といふ前文に始まり、その本文の中で重要な點をあげれば大要次の如くである。

Precepts of Neutrality

“1. Belligerents are not allowed to occupy any part of the territory or the territorial waters of China; nor to commit an act of war therein, nor to make use of any place therein as a base of operations against their adversaries.

“2. Troops of any of the belligerents, their munitions of war or supplies are not allowed to cross the territory or territorial waters of China. 以下略 (MacMurray; Treatise, Vol. II, No, 1917/7, p. 1385 以下略)

(一) U. S. Foreign Relations, Supplement, 1914, pp. 162-167.

(二) Hoses Ballou Morse and Hearley Farnsworth MacNair: Far Eastern International Relations, 1921, p. 571.

(三) 船越駐獨臨時代理大使ヨリ幣原駐蘭公使宛電信第二十號、伯林 大正三年八月十一日午後五・三〇發 大臣宛第九號

(四) 今回ノ時局ニ關シテハ八月四日御發送以來何等ノ御電報ニ接セス其後帝國政府ノ執ララル措置ニ關シテハ何等承知スル處無之處戰局カ歐洲ニ局限セラルルコトハ東洋全體ノ爲最望マシキ次第ナルカ過日外務大臣モ本官ニ對シ獨逸ハ東洋ニ於テ事端ヲ啓ク意モナキ旨言明シ且日本政府カ中立ノ態度ヲ保持センコトヲ熱望シタル位ニテ獨逸ノ行動ニ因リ東洋ニ波瀾ヲ生スヘシトハ豫想シ得サルモ交戰國ノ敵愾心高潮ニ達セル今日如何ナル機會ニ於テ如何ナル事端ヲ發生スルノ慮ナシトモ限ラス萬一左様ノコトアリテハ我國ハ勿論東洋全體ノ平和ヲ攪亂スルニ至ルヘキヲ以テ此際帝國政府ハ各交戰國ニ對シ時局ヲ局限シ戰爭ヲ東洋及印度地方ニ波及セシメサル様提議シ同時ニ各交戰國ニ對シテ右提議ヲナシタル趣ヲ述ヘテ其同意ヲ求ムルコト最モ望マシク且日本提議タルヤ海戰未發ノ今日之ヲ行フモ尙遲カラサルヘシト思考セラルル八月三日閣下カ獨逸大使ニ御訪アリタル帝國政府ノ態度ト八月八日東京電トシテ當地各新聞紙ニ傳ヘラレテ往電第八三號ヲ以テ申進タル如ク我國ニ多大ノ同情ヲ表シ居ル獨逸上下ニハ意外ノ報道トシテ非常ナル失望ヲ與ヘ我ニ對スル同情一時ニ冷却スルニ至リ在留本邦人ニ對スル態度モ突然著シク變化スルニ至レリ此ノ如クナルヲ以テ此際帝國政府ノ提議ハ東洋ノ平和ヲ確保スルト後時ニ必スヤ獨逸國政府ノ歡迎スル處トナルヘシト觀察セラルル右上申ス〔傍點筆者〕

また、加藤外相に對して直接獨逸大使がこの平和意志を表明しているのは次の記録の示す通りである。

八月十二日獨逸國大使來省時局ニ關シ會談ノ要領 第三四號

大正三年八月十二日午後七時二十分獨逸國大使來訪英語不十分ニ付今日申述ヘントスルコトノ要領ヲ筆記持參セリトテ大要左ノ如ク朗讀セリ〔大使〕先日拜顔セシ時ハ日本ハ今次ノ大戰ニ對シ可成永ク嚴正中立ノ態度ヲ支持セラルヘシトノコトナリシカ、其ノ後ノ模様ヲ見ルニ貴國政府ニ於テハ特ニ戰局ニ干與セラレントスルモノ、如ク察セラレ如何トモ遺憾ニ存セララル處果シテ然ラハ其茲ニ至リタル事情等拜聽スルコトヲ得ハ大幸ナリ自分ハ本國トノ電信連絡全ク絶エ何等交通ノ自由ヲ有セサル次第ナルカ東洋ノ平和維持ハ最モ重要ナルコトナルヲ以テ若シ此際戰爭區域ノ局限又ハ其海面ノ中立ト云フ如キ何等カノ方法ヲ講スルコト決シテ不能ニハ非サルヘシ〔傍點筆者〕

(五) 參謀本部編纂・日獨戰史・上卷三七頁には、開戰直前の青島兵備判斷によれば、北支駐屯境國軍隊八十五名も合流し、獨逸在郷軍人も集合して其數千五百乃至二千三百であると推定されるとあるが、他方で「在陸兵力總數五千乃至八千六百ナルカ如シ」とあるのは過大評價の數であること明かである。

(六) 外務省記録・世界大戰關係日本外交文書・第一卷一六一頁、大正三年八月八日外務次官松井慶四郎及獨國大使 von Lex 間の會談要領より拔奉

(七) 鹿島守之助「世界大戰原因の研究」九四八頁

(八) Morse and MacNair: *ibid.* p. 573 以下、"East Asiatic squadron instructed to avoid hostile acts against England in case Japan remains neutral. Please inform Japanese government" と八月十二日獨國政府は、メックス駐日大使に訓令したとある。

(九) 外務省年表並に文書上卷三八〇頁

(一〇) 船越光之亟「日獨國交斷絶秘史」七一・二頁

(一一) 參謀本部編纂の日獨戰史によれば、日本軍の作戰計畫について、「作戰軍ノ上陸地點ハ陸上作戰路ヲ短縮センカ爲山東半島ノ南沿岸ニテ選定スルヲ得策トスルモ、作戰軍主力ノ上陸ハ九月初旬ニ於テ行ハル可ク從テ南東風ノ季節ニシテ南沿岸ハ上陸ニ適セス、且勞山灣ハ掃海ヲ必要トセルヲ以テ師團主力ノ上陸點ヲ北沿岸龍口附近ニ決定ス」とある。それは一に氣候によつて左右され、中國の中立に於いては何等顧慮することなく上陸方法が決定されているのを示すものにほかならない(同史八五頁)。

(一二) これを痛く衝いているのが、Morse and MacNair (*ibid.* p. 574) である。

(一三) 開戦に關する閣議に於いても、獨逸のヘルギー中立侵害の例をあげて、我軍の青島攻撃は支那の中立を侵す結果となりはしないかとの質問に對して、加藤は「半ば叱るやうな語調を以て『そんな心配は絶対に無用だ』と掩ひかぶせるやうに片附けて了つた」ということである(伊藤正徳・前掲下卷八〇頁)。

(一四) これを示すのは次の英國大使館よりの電報である。

Sir Edward Grey considers it very difficult not to offer participation in the operation to France as she has collected all her reserves at Tientsin.

(一五) 八月二十二日英國大使來省會談要領(栗野外交官補筆記)による。

(一六) 小幡代理公使は、英佛露公使を歴訪して明かに三國軍隊が日本と共に青島攻撃に参加する意志を有しているのを知つて、次の如き長文の勸告報告を送つている。

「モン三國軍隊カ我青島攻撃ニ参加スル様ナ場合ニハ益々山東ニ於ケル我獨占的行動ヲ許ササルヘキハ尤モ明瞭ナコトト信ス就テハ既ニ世界ニ向ヒ我政府ニ於テ還付ノ大義ヲ宣明シタル以上ハ將來山東ニ於ケル領土的抱負ヲ決行スルコト獨リ至難ノコトト信セラルルノ

ミナラス又信ヲ外國ニ失ヒ永久ニ支那人ニ信賴セシメテ以テ東方大局ヲ指導保全スルノ機會ヲ逸スヘク從ツテ我對列國將來ノ立場ハ之ニ依リ益々困難トナルヘキモノト推測セラル故ニ此際寧ロ進ソテ帝國此次宣明カ誠實ニ實行セラルルモノタルヲ明カニシ速ニ之ヲ痛切有效ニ支那側ニ徹底セシムル措置ニ出テ之ヲ機トシ支那ニ於ケル我經濟的平和的大發展方策ヲ定メ其基礎ヲ益々鞏固ナラシムルコトハ尤モ事宜ニ適シタルモノト信ス今ヤ廟議既ニ決定セラレ本官等カ漫リニ言議ヲ挿ムヘキニアラサルカ如キモ身苟クモ一面ノ局ニ當リ管轄内外ノ趨勢ニ察シ時局ノ將來ヲ思ヒ謹テ卑見ヲ述フル次第然御賢察ヲ乞フ」(八月二十日北京發小幡代理公使より加藤外相宛電信 第五九四號)

これを出すには、當時の加藤外相の強引無類の對支外交に對する愛國の情蔽い難いものがあつたと察せられる。なおこの小幡代理公使の對支議見は、政務局長就任後の「對支方針に關する意見書」の中にも示されているところである。「小幡西吉」(小幡西吉傳記刊行會・昭和三十二年)二〇〇頁以下参照。

五 日本の中立違反

日獨戰爭の戰場に供せられる悲運を擔わねばならなかつた中國の態度は、その利害關係が切實であるだけに、鋭敏、巧妙且慎重であつた。さき一九〇七年のハーグ條約の調印國であつた中國は、開戦と共に直ちにその第三條に基いて交戦國間の平和的解決のアプローチを試み、これが失敗に終るや日米兩國に戰爭區域制限の交渉をつづけ、中立の態度を明かにした。^(二) 中國の平和愛好と流血紛争回避の態度は、日本の侵略主義と好戰的態度と好對照をなすものであつた。

戰爭の危機が切迫するや、中國は日露戰爭の先例に照して、日本が交戦區域を制限して戰禍を縮小することを提唱した。^(三)

しかし日本はこれに一顧をも與えることなく、逆に中立除外地域の設定を要求したのである。日本が中國の中立を完全に無視し、公然たる國際法違反を犯した點において、我々は獨逸の中立侵犯と日本のそれとは同日の談でないことを知らなければならぬ。獨逸の場合ベルギーの中立侵犯に當つて、先ずその領土の通過を要請した。然るに、日本の場合は中國に對して通過の意圖を通告したのみであつた。ベルギーは獨逸侵入軍に對して所詮は敗れ去つたにせよ抗戰することが出來たの

であるが、中國は當時不幸にして自己防衛に立上るだけの力をもつていなかつたのである。^(三) それにも拘らず、日本の中立侵犯の危険を察知した中國は、苦肉の策を講ずるのを怠らず、日獨交戦の場合に山東鐵道を「支那軍隊ノ手ニ於テ之ヲ保護シ、同時ニ膠州灣ヨリ脱出スル獨逸軍隊ヲ中途ニ喰止メ武装解除ヲ求メル措置ニ出ル」ことを日本側にサウインドしながら、日本と共に對獨開戦を試みる動きを見せたりしたのであるが、日本側はこれに對して、「帝國政府ノ希望トシテ同鐵道ハ其儘放置シ置カレ度旨及山東地方殊ニ黃河以南ニハ成ヘク支那軍隊ヲ派遣セサル様申入置カレ度」しと抑えたのであつた。^(五)

中國側の對日態度は初め必ずしも强硬ではなく、孫外交部長も、假令日本の中立侵害があつたにせよ、その抗議に當つては、「膠州灣攻撃ノ動機ハ支那ニ還付スル目的ニ在リ深ク感謝スル所ナリ」として「支那ハ内密ニ能フ限りノ便宜ヲ計ル積リナリ」という圓滿なものであつた。これに對して日本は、除外區域という過大な要求を提示したのである。孫は、一旦中立條規を發布した以上除外區域設定を公布することは至難であるけれども、豫め軍路上必要な地域を知ることが出来れば地方官民に對して日本軍隊に便宜を與えるように訓令しておくからとて、日本軍の上陸地點の見込を問うたのに、「帝國政府ハ黃河以南ヲ以テ除外區域トセラレンコトヲ望ム」^(七)と答えたのであつた。流石に孫は、「右ハ餘リニ廣大ナルヲ以テ萬一カ、ル命令ヲ發スル時ハ支那人民ハ日本軍隊ハ山東全部ヲ占領セントスルモノト思惟シ一般ノ騷擾ヲ來スノ虞アリ、到底斯ル希望ニ應スルヲ得スト主張」したのは蓋し當然であつた。しかも、支那政府は「日軍愈々上陸ヲ始メルニ至ラハ、形式上一片ノ抗議ヲ呈スルノヤムヲエサルヲ認ムルモ、實際ニ於テハ十分便宜ヲ與フル決心ナルニ付安心アリタキ旨繰返スト同時ニ交戦地域ハ成ルヘク擴大セサランコトヲ切ニ希望」していると傳えられ、ただ中國は交戦地域が成るべく濰縣以東に局限され、この鐵道によつて日本軍が輸送されないことを要望したのであつた。

これに對する日本の態度は如何なるものであつたか。加藤外相の日置公使宛電訓は次の如き内容のものであつた。

「支那政府ニ於テ好意的中立ノ態度ニ出ツルヲ知り得タルハ帝國政府ノ極メテ満足スル所ナリ」とした後、中國が抗議す

ることは、「形式的ニセヨ諸般ノ關係上甚タ面白カラサルニ付成ルヘク之ヲ見合セルコトト相成様御盡力アリタシ、又濰縣地方ノ支那兵ハ撤退セサル内容ナル様子ナルモ軍資調辦ノ必要上我軍ノ上陸同地方ニ出ルコトアルヘキニ付、支那當局ニ於テハ此點ヲ顧慮シ上ハ司公長ヨリ下ハ一兵卒ニ至ルマテ右様ノ行違ヲ生セラル様十分訓達シオカレタシ」と通告したのみならず、また「カ、ル形式的抗議モ日本國政府ハ絶對ニ之ヲ不必要トシ、其提出ヲ承知セサル次第ニ付、支那政府ニ於テ斷然思イ止マル方得策ナリ」と小幡代理公使をして述べさせたのである。

更にこれにとどまらず、日置公使は、支那側に對して、上陸地點は明言することは出来ないが「黄河以南ハ中立外ノ區域トナスラ便トス、日本兵ハ之ヲ占領シテ軍區トナササルヘキモ、軍需品ヲ運搬シ又ハ軍隊ヲ留置スルコトアルヘキニ付、其都度詰問ナキラ望ム旨」申出た。しかも、中國外交部より、「黄河以南ハ殆ント山東全省ヲ包括スルニ付、ナルヘク行軍範圍ヲ縮少サレ度ク其際居民ニ諭シ軍需ヲ協助スヘシ、又濰縣青州等ハ元來支那軍駐屯地ナル故之ヲ移轉セシムルコト能ハス濰縣ヲ迂回スルコト承認シ難」いと中國側の内容を報告した後、支那側に於て一定地域内に於て日本軍の自由行動を認め諸般の便宜を與える積りである旨申出があつたのに對して、「本使ヨリ斷然不同意ヲ表シ、勝手ニ我揚兵地點等ヲ推定セルヲ非難シ、重ネテ帝國政府ノ希望ヲ主張シ、尤モ我ニ於テハ出來ウル限り交戰地域ヲ局限シ支那官民ニ無益ノ疑惧心ヲ少クスルニ努メル」と説明した。しかし之に對して中國側は只管交戰區域を局限することを懇請し到底同意する模様がなかつたが、日置公使は更に「慎重考慮ヲ加ヘテノ處決ヲ求」めたのであつた。ここに、日本の眼中には中國なく、中國の主權、中立國たる權利は完全に無視され、日本の願使に甘んずるものと中國を蔑視し切つていたのを見るのである。

次いで日置は山東方面における中國増兵の件を「問責」した。これに對して中國當局は、それは支那軍隊の行動に關しては外交部に於て承知せず、これは全く獨逸國の中立違反を取締る趣意によるものであつて、決して日本軍に對せられるものでないことを辯明し、更に「若シ日本軍ノ行動カ支那兵駐屯ノタメ不便ヲカクルコトアル地點ヲ示サルレハ其地點ヨリ撤兵

スルトハ決シテ躊躇セス」とまでいつたのに對して、日置が、「本使ハ増兵ノ動機如何ヲ問ハス日本國ノ作戰計畫認知シ難キ場合多ク、支那兵ノ山東省內ニ駐屯スルトハ不慮ノ事端ヲ生スヘキ危險ノ虞レヲマスモノナルニツキ、カカル場合ハ軍事上我ニ於テ膠州灣攻撃以外不慮ノ事件ニ備フルタメ更ニ一團ノ軍隊ヲ増派スルノ必要アルヤモ計リ難シ」と諷したので、孫は頗る驚愕の色を表わし、「支那政府ニテハ日本軍ノ行動ニ不便ヲ與フル所存毫モ之ナシ」と、ここに繰返し陳辯これ努めた跡が見られる。

尙この山東方面増兵について、中國側に於ても、總統府部内の一派に此際日本と連合して膠州灣攻撃に参加するのを得策とする有力な議論があり、増兵の事實の如きも愈々その希望實施の曉、直ちに作戰に移りうる様豫め準備し度き底意に出たものなりや計り難しと述べたが、日置はこれに對して「右ハ増兵ニ對スル當座ノ駈引ヨリ作意シタル一片ノ辯明ニスキス」と認めたのであつた。^(二二) 日本側は中國の對獨開戰意志に對しては考慮を加えなかつたのであるが、これは日本側の短見の表れと見るべきであらう。

日本軍は青島攻撃を獨逸防備の背後から始める計畫の下に、獨逸利權の存していない山東半島に兵を送つた。先ず勃海灣に面する龍口に日本巡洋艦及び輸送船は入港し、中立港滯留期限の二十四時間制限を無視して停泊の後、九月三日愈々日本派遣軍は上陸した。^(二三) 中國は直ちに中立國として抗議を發したが、日本はこれにとり合わなかつた。^(二四) 日本軍は直ちに龍口市を占領し、膠州に到達するため中國領土を横斷する準備に着手し、山東鐵道に至る迄の七十五哩の鐵道を布設し、電信を架設したにとどまらず、中國の税關、郵便局を接收した。更に日本軍は中國民家に宿營し、糧秣を現地調達し、車輛はじめ軍需品を徵收して、これに日本軍票を支拂つた。日本軍の通過するところその領域の中國人民は苛酷な取扱を受け、日本兵の横暴は益々甚しくなつた。^(二五) 九月二十六日獨逸租借領から百二十哩の地點に位する濰縣に到達するや、日本軍は驛を占據して山東鐵道を押收して日本軍を輸送し、沿道の坊子淄川炭礦をはじめ獨逸人經營の鑛山も接收した。

日本が獨逸租借地外から攻撃を加える必要が戦術上なかつたことは、英軍の青島戰參加の方法によつても明かである。九月二十二日天津から日本軍と協力すべく青島沖に到着したバーナーディソン大佐は、その英國將兵及び中國人夫約千四百名（内英軍は九百十名）を租借地の範圍内で（inside the German leased territory）、しかも獨逸の砲撃圏外の勞山港に上陸させた事實によつて證明されるであらう。^(二五) 上陸した英軍は、日本軍の支配下におかれたが、十一月七日青島陥落と共に撤退し、日本軍のみが残留して排他的占領管理を行つたのである。^(二七)

いうまでもなく、中立侵犯の場合には、國際法上の必要條件であるところの、危険が緊急切迫しており、これが壓倒的なために他にとるべき手段がなく、考慮の時間的餘裕のない場合でなければならぬが、膠州灣の場合には、獨逸からの侵略の危険は差迫つていなかつた以上、獨逸租借地に對する攻撃そのものがまちがひなく中立侵犯であるともいえよう。しかし假にこの攻撃そのものは、ドイツの中立違反の態度によつて許されるかも知れない。何故ならば、獨逸は膠濟鐵道を利用して兵員と軍需品を青島に集合し、また軍艦エムデンは青島から極東水域の襲撃に出港したからである。中國は當時弱體であつて再三の抗議も空しかつた。それ故に中國は租借取消の資格ありと主張したのである。^(二八) しかし、このドイツに對する中立侵犯の非難は日本のそれとは比較にならなかつた。

中國と世界にわたる激昂非難をまき起したのは、膠州灣奪取そのものではなく、獨逸の租借地以外の中立國領土に無理に兵力を揚陸し、その領土を占領し、鐵道電信を接收し、中立國領土に軍政を行い、非戰國民に對して加えた日本の非道の態度であつたのである。^(二九) 日本が獨逸に對して最後通牒を出す前から、中國が中立化を再三提議して來たことは周知の事實であるが、日本は斷じてこれを受けつけなかつた。^(三〇) 八月十五日の最後通牒を發した日から、日本の中國中立尊重の意圖がなかつたことが愈々明瞭となつた。日本が參戰したのは、獨逸に對する義戰であるという大義名分を掲げながら、本心には「日本の東洋に於ける立場を一段と堅く築き上げやうとする外交的熱願」が強く存在したことは否みえないところであつた。^(三一) 更に

具體的には、日本の大陸政策の推進、中國の支配の絶好の機會としていたといつても過言ではないであらう。

日本の中立違反行爲は更に輪をかけて、兵器輸送を中立領土たる滿洲北支經由で行わんとするに至つたことにも現れている。すなわち加藤外相は日置公使宛に、

山東省沿岸遼淺ナルタメ攻城砲揚陸甚困難ナルニ付、同砲約十門ヲ大連ニ陸揚シ、京華線、津浦線及ヒ山東鐵道ヲ經テ必要地點ニ運搬スルコトト致度、右ハ夜間等ヲ利用セハ目立タサル方法ニテ輸送シ得ル趣ニ付、八月初以來獨逸側ノ武器カ益々支那各地ヨリ青島ニ輸送サルタル例モアルコト故、支那側ニ於テ十分我方ニ便宜ヲ與フル様至急交渉ヲ遂ケ結果電報アリタシ(二三)といふ訓令を發してゐるのである。

濰縣占領以後の日本の中國に對する中立違反は目に餘るものがあり、中國の戰爭區域制限を無視して中國軍隊を追い、武力によつて膠濟鐵道を押收したのである。(二四)これを機會に中國の反日的態度は急激に高まつた。これについては、中國參議員の政府提出質問書によることとしたい。

第一 濰縣以西ニハ一人ノ獨兵ナシ然ルニ日軍ハ交戰區域ヲ越ヘテ中立ヲ侵害セントス政府ハ之ヲ聞知スルヤ

第二 日軍果シテ右ノ如キ行動アリトスレハ其意蓋シ山東全省ヲ以テ第二ノ東三省トナサントスルモノナリ政府ハ豫メ何等交渉ヲ受ケシコトナシヤ

第三 這回青島攻撃ハ日英共同動作ナルヲ以テ日軍ノ各種不法行爲ニ對シテハ英國モ其責任ヲ分タサルヘカラス 政府ハ日本國ニ對シ抗議ヲナスト同時ニ英國ニ向ヒテ抗議ヲ提出シタルヤ

第四 日本國ハ山東ニ於テ軍票ヲ使用シ居ルカ如シ曾テ日露戰爭ノ際日本ノ滿洲ニ於テ使用シタル軍票ハ約五千萬弗ナリ……横濱正金銀行兌換券ヲ以テ數年間ニ回收シタルモ現金ハ一文モ用ヒス(二五)

十月三日發の日置公使より加藤外相宛電信第七三三號はこの間の事情を更に傳えている。それは、

大統領ハ能ク日本國政府ノ主旨ヲ了解シオルモ、何分ニモ兵力ニ依ル鐵道ノ押收ニ同意スルコトハ中立國ノ立場ト鐵道本來ノ性質ニ鑑ミ非常ニ困難ヲ感シ居ル次第ナリ、然ルニ濰縣ヲ占據セル日本軍隊ハ今ニモ其實行ニ着手セントスル模様アル上、一方ニ於テハ同地駐屯支那軍隊指揮官ノ電報ニ依レハ部下ノ將兵一同ハ日本ノ中立侵害ニ對シ益々激昂ノ度ヲ高メ如何ニ鎮撫ニ努ムルモ何時勃發ノ危險ヲ見ルヤモ測リ難シトノ趣ニテ、萬一ニモ日本軍隊ト衝突ヲ惹起スルコトアルニ於テハ實ニ由々シキ大事ニシテ本軍ノ前途ハタメニ憂慮ニタエサル結果ヲ見ルニ至ルヘク、依テ大統領ヨリハ重ネテ嚴重ナル訓電ヲ發シ極力部下ヲ取締リ斷シテ事端ヲ醸スヘカラル旨申込ムヘキカ、濰縣青州濟南各地ニ於ケル支那軍隊ハ何レモ停車場ニ接近セル兵營ニ駐屯シ居リ極メテ衝突シ易キ状態ニ在ルカ故ニ大統領ニ於テハ此際是非共之ヲ避ケル手段ヲ講シ一面日本最終ノ希望ヲ達スル様極力盡瘁スヘキ旨昨日日本使ト協議スヘキ旨ヲ命セラレタリ、就テハ本使ニ於テモ支那政府ノ苦衷ヲ諒トシ此際

(一) 濰縣ヲ占據セル日本軍隊ハ三日乃至五日其前進ヲ見合ハスヘキコト

(二) 其期間ニ於テ昨日ノ案ニ基キ平和ノ條件ヲ以テ日本最終ノ希望ヲ達シウヘキ方法ヲ秘密ニ協定スルコト

の二點を日本政府に傳達したのであるが、加藤外相より日置公使宛の回訓は、

貴電第七三二號ニ關シ帝國政府ハ遺憾ナカラ支那側ノ提案ニ同意シ難シ

というものであつた。その理由とするところは、假に支那政府の希望の如く我兵の前進を數日間延引しても、その間に獨支間に山東鐵道引渡の協議が纏るかも知れないといふにあつた。

日本の濰縣進出は、中國に大きな衝撃を與えたが、北京政府は狼狽する現地當局に對して次の訓令を與えている。

日本軍條約ヲ無視シ假令中立地帶ヲ犯ストモ決シテ武力ヲ以テ之ニ對セシ禮ヲ以テ之ヲ待ツヘシ事ノ曲直ハ列國之ヲ認ムヘシ故ニ詳細其ノ事實ヲ報告シ政府ノ支持ヲ受クヘシ但シ日本軍若シ鐵道地帶ヲ離レ濰縣城内等支那行政地域ニ侵入スル時ハ直ニ抗議ヲ呈出スヘシ

尙在濰縣五師長張樹元が頗る強硬な態度を執り、張勳張作霖に打電して共に起つべきを勸告し直接北京に電報して開戦を請うたのに對しては、二十八日次の要旨の訓電をなしている。

日軍ハ客ニシテ我軍ハ主ナリ日軍假令如何ナル行動ニ出ルモ禮ヲ以テ之ヲ待ツヘシ政府自ら成案アリ若シ政府ノ命令ニ反スルモノハ叛逆ヲ以テ諭スヘシ^(二九)

當時の中國政治家は日本の態度に痛憤おく能わず、例えば參政蔡鍔は、

此度青島ノ役ノ日本ノ態度ハ、人ノ盡ク知ル如ク最近二十年來ノ大陸政策ヲ施行セント欲スルニ外ナラス蓋シ日本ハ原ト島國ナルヲ以テ大陸上ニ活動スルニアラサレハ其ノ野心ヲ展フルニ足ラス所謂大陸政策ナルモノハ大陸ニ在ツテ活動スルニ非スンハ不可ナリ直言スレハ即チ我支那ヲ併吞スルノ政策ナリ……第一次ハ日清戰役ノ後我臺灣ヲ占メ、第二次ハ南滿侵略、第三次ハ其東三省ニアツテ大ニ活動ヲナス能ハサルニヨリ此好機ニ乘シ青島問題ニ藉リ獨逸ト開戦シ膠濟鐵道ヲ佔領セントスルモノナリ、其目的ノアルトコロ媾和條件中津浦鐵道北段取得ノ權利ヲ提出セントスルニアリ

と述べ、また同じく參政王印川は、

現在日本ニ已ニ膠濟鐵道ヲ佔領セリ該鐵道ハ純然タル中立範圍内ニ在ルニ拘ラス日本ハ竟ニ認メテ戰利品トナス試ニ問フ中立範圍内ニ在ル者何ソ認メテ戰利品トナスヲ得ンヤ強隣ノ逼ル處座シテ以テ斃ルルヲ待ツハ背城借一ニ如カス戰フモ亦亡ビ戰ハサルモ亦亡フ戰フテ後亡ブレハ又名譽ノ世間ニ存スルアリ^(三〇)

と慨嘆し、日本の山東鐵道押收に反對している。我々は抗日排日運動の起點を二十一カ條要求或は五四運動に求めるのをつねとする。しかしこの日獨戰に於ける日本の行動こそ實にこの根源をなしていることが知られるであろう。

日獨戰爭の經過及び爾後の推移については、他日に譲ることとして、詳細にわたることはさけるが、ここに觸れておかなければならないことは、十一月七日に青島が陥落して後、英軍は直ちに撤收したのに拘らず、日本軍は依然と殘留して、十一月十九日には膠州租借地に軍政を施行したのみならず租借地外の濟南にも民政廳を設立したことである。日本軍の存在及永久占領を目的とすると認められる民政廳の設置は中國民衆の感情を激昂させた。青島陥落後正に二ヵ月後の一九一五年一

月九日、中國は對獨戦終了に伴う交戦區域撤廢を宣言したが、中國領土内に在る軍隊の撤退を日本政府に要求した。^(三二) 日本軍が交戦地域についての約束を守らず濰縣を占領し、山東鐵道を押收して管理經營したことは、中國の對日危惧を高め、遂にかかる處置に出しめたとと思われるが、此の要求は甚しく日本を侮辱するものとして、逆にこれを契機に、一月十八日日置公使をして袁世凱に二十一カ條要求を提出せしめることになつたのである。

日本の中立違反行爲の跡を辿ることは、とりも直さず中國の反應反撥を敘述することであつた。從來、日獨戦争の過程については、戦史として若干の記録があるほかには、外交史的にこれを取扱つたものが少かつたので、日本の非行、不法行爲は世の眼から隠されていた傾きがある。^(三三) たとえそれがとり上げられても、かの二十一カ條要求のために影が薄くなつていたのは否めない。しかしながら、二十一カ條要求の生れた根本原因が大陸支配の野心にあるとするならば、その直接原因が日本の山東省支配を契機とする中國の反撥にあることは以上の事實が證明するであらう。

(一) Min-Chien T. Z. Tyan: *China's New Constitution and International Problems, 1918, Shanghai, Part II. Diplomatic Relations between China and other states since and concerning the European war. Chap. I. War and Neutrality* 參照

(二) 九月三日孫外交總長の名を以て次の交戦地域を宣言した。

「山東地方官憲ヨリノ報告ニ依レハ獨逸軍隊ハ膠州灣一帯ニ行軍行動ヲ爲シ日英聯合軍モ亦龍口及膠州灣萊州附近一帯ニ於テ軍事行動ヲ爲シ居ル由然ルニ我國ハ日英獨三國共ニ友邦ノ間柄ナルニ不幸我境内ニ於テ此意外ノ行動アルハ實ニ特別ノ情勢ニ屬シ西曆一千九百四年遼東半島ニ於ケル日露交戦ノ事實ト相似タリ故ニ此先例ニ參照シ龍口、萊州及膠州灣附近ノ各地方ヲ以テ各交戦國軍事行動最少限ノ地點タルコトヲ聲明セサルヲ得ス」

これに對して我國は「此宣言ニ依レハ交戦地域ノ範圍極メテ漠然タリト雖モ支那政府ハ事實ニ於テ日本軍行動區域ハ濰縣以東ト心得居ルコトヲ聲明セリ」としたのである(前掲、日獨戦史九五頁)。

(三) Morse and MacNair: *Ibid. p. 576*

(四) 大正三年八月二十一日北京發日置公使より加藤外相宛第六〇〇號は、當時の中國外交當局は、日本の對獨攻撃に必ずしも眞向から反對せず、「如何ニシテ獨逸國抗議ニ對抗シテ 攻撃軍ノ中立違反ヲ庇護シウルヤ夫等ノ方法ヲ案出スルニ苦心シ居ルモノ、如シ」と報じ

ている。すなわち「曹汝霖ハ小幡ニ對シ膠州灣攻撃ノ場合ニ於ケル中立問題ニ關シ支那側ニ於テ攻撃軍ニ便宜ヲ與ヘ可然意嚮ヲ洩ラシタル趣ニテ曹ハ既ニ支那政府ニ於テ中立ノ宣言ヲ發シ何等除外區域ヲ聲明セサル今日ニ至リ更ニ中立除外地域ヲ宣言スルハ頗ル面白カラサル次第ニ付右様ノ宣言ヲナスコトナク攻撃軍ニ便宜ヲ與ヘ同時ニ獨逸軍ノ抗議ヲ避クルノ方法ナキヤ否ヤト尋ネ更ニ今日迄獨逸側ニ於ケル中立違反ノ行爲ヲ數ヘテ先ツ支那政府ヨリ獨逸國ニ抗議ヲナシ置キ以テ攻撃軍ノ中立破壞ノ行爲ヲ默認スル理由トナスコトトシテハ如何ナドト頗ル打解ケ協議ニ及ヒタル由ナリ尙曹ハ日本軍ノ上陸地點ハ何處ナルヘキカ餘リ行軍區域廣大ニ亘リテハ迷惑ナリト述」べた由である。

尙これについては、蔡元培・王岫廬・吳敬恒主編・中日外交秘史（日本譯九九頁）によれば、日本の對獨宣戰に當り、袁總統はジョルダン英國公使と協議して「中國が獨軍攻撃を擔任し、以て青島を回收せんことを告げたが、英國公使はこれを日本公使に計り、日本公使の拒絶する所となつた」とある。

(五) 八月二十一日北京發日置公使より加藤外相宛第六〇五號

(六) 八月二十二日加藤外相より日置公使宛電第三七一號

(七) 八月二十七日北京發日置公使より加藤外相宛第六一〇號

(八) 加藤外相より日置公使宛電第三八三號

(九) 八月三十一日北京發日置公使より加藤外相宛第三三一號

(一〇) 八月二十八日北京發日置公使より加藤外相宛第六二二號

(一一) 所謂松本記錄、即ち「大正四年日支交渉概要」(外務省記錄「大正四年日支交渉一件」)の緒言において、九月一日日置公使が袁總統を訪問した際、同總統は、「先以テ人種論ヨリ日支親善ノ要ヲ縷述シ現下ノ戰爭ニ際シ場合ニ依リテハ日本ト共ニ軍ヲ起シ獨逸ト戰フノ臍ヲ固メ日本ノ勸誘アラハ何時ニテモ直ニ蹶起スルノ準備既ニ成レリト迄繰返シ説明」した由書かれている。これを更に正確に裏付けているのは、大正三年九月二日北京發日置公使より加藤外相宛電信第六四八號の電文である。日置・袁談話要領の中に「袁ハ極メテ熱心ナル口調ヲ以テ貴國政府今回ノ措置ニ對シテハ深ク感謝ニ堪ヘサル旨ヲ答ヘ且支那カ日本國ト親密關係ヲ保チ東亞ノ大局ヲ維持セサルヘカラサルコトハ今更申迄モナク自分本來ノ宿論ニシテ終始一貫シテ渝ハル所ナキナリ」云々とあり、上述の如く日本と共に起つ覺悟を述べた後「去リナカラ自ら進シテ事ヲ讓スノ不可ナルハ能ク了解シ居ル所ナルカ故ニサキニ局外中立ヲ宣布シ暫ク形勢觀望ノ地位ニ居ル次第ナルモ貴國ノ軍事行動ニ對シテハ暗ニ能ク限リノ援助ヲ與ヘ好意的中立ノ態度ヲ支持スヘキハ勿論ノ議」であるとしている。

(一二) 九月二日芝罘發松本領事代理發加藤外相宛第四七號

これによれば中國側より公文を以て照會があつたとして、松本領事代理は、

「龍口地方官憲並ニ黃縣知事ヨリノ電信ニ依レハ本日日本海陸兵約五百餘人龍口ニ上陸セリト査スルニ交戦國ノ軍隊軍器等ハ中立國領土領海ヲ經過スヘカラサルハ一九〇七年海牙條約中立條規第二條ニ定ムルトコロニテ貴國及中國トモ右條約ニ加盟シ居レリ然ルニ今貴國カ中立領土タル龍口ニ軍隊上陸シタルハ右條規ニ違背スルナルヲ以テ速ニ法ヲ準シテ禁阻シ以テ中立ヲ侵害セサラシコトヲ希フ」との抗議を傳達している。

(二三) 九月三日發加藤外相より日置公使宛往電第四〇〇號

「右照會ハ我方ト支那政府トノ交渉成行ニ願ミテ意外ニ感スル次第ナルニ付支那當局ニ篤ト注意シオカレタシ」とあるのみならず、また松本領事代理宛には、「貴電四號ニ關スル件ハ何分ノ義申進スル迄何等措置ヲ取ラルニ及ハス」と返電している。

(二四) 當時山東にあつた米人宣教師のスウィングは“China Press”十一月十一日號に、山東における日本軍の非行なる記事をかかげてゐるが、同紙主幹はスウィング宛の手紙で、

I am glad you said what you did about the outrageous conduct and mistreatment of Chinese by the Japanese in Shanghai. と述べ、しかも最悪行爲については述べられてゐないといふことである (Letter from Rev. E. W. Thwing, Superintendent of the International Reform Bureau, Published in the China Press, November 25, 1914)° Thomas Millard; Our Eastern, Question p. 511

英國人は、この非行について否定しているが、この非行をあばき日本を非難することは禁壓されて居り、對日非難は英國人に許されなかつたのであつて敢てこれをした者は懲罰され、上海の法廷で斷罪された者もあつた (Millard; ibid. p. 95)°

蔡元培・王岫廬・吳敬恒主編・前掲書八二—三頁

(一五) Thomas Millard; ibid. p. 108. Morse and MacNair; ibid. p. 575 には、九月二十四日英軍九一〇名と四五〇名のシーク兵 (インド人部隊) が上陸したとあるが、日獨戦史によれば、九月二十三日英軍七九一名、支那人夫二四六名を同日中に勞山港に上陸せしめ、後にインド人が加わつたとある。尙、この日獨戦史の統計は獨逸兵力を過大評價し、英軍を過少評價している傾きがある。皮肉なことに、國際法規に従つて中國の中立を侵犯せず上陸した英軍は敵前上陸に近いのに拘らず一日で上陸を完了し、中國の中立を犯して北方に迂回して龍口上陸を試みた日本軍の上陸は風波高い悪天候に妨げられ、その上陸は一週間に及び、上陸後も惡路のため難澁しているのである (日獨戦史上卷九六頁)。しかも英軍の上陸した勞山港には、英軍到着直前に日本軍一五、〇〇〇名が上陸している。

(一六) 上陸した英軍は日本派遣軍司令官神尾中將の配下におかれ、共同作戰に従事した。英軍の存在は明かに日本軍によつて煙たがられたが、その理由は英軍の参加が日本の意圖を掣肘するにありと見られたからである。日英兩軍が神尾司令官の下で戦つたことは、日本將

軍が西歐軍隊を戦闘上指揮をとり、ドイツに對する戦争でヨーロッパ人を指揮したという二點で日本人最初の名譽を擔うものであると人種問題に關連して、西洋人はこれを問題にしてゐる (Morse and MacNair, *ibid.* p. 576)。

(一七) John V. A. MacMurray; *Treaties and Agreements with an Concerning China, 1894-1919, Vol. II.* p. 1159

(一八) Min-Chien T. Z. Tyan; *ibid.* p. 154

(一九) Harley Farnsworth MacNair; *Modern Far Eastern International Relations*, p. 181

(二〇) 最後通牒の出される前は支那公使陸宗輿より加藤外相に手交された「極東平和維持ニ關スル支那政府ノ對日提案」は、「交戦地域ヲ制限シ東方ノ平和ヲ保全セントスル旨ヲ各國ニ勸告シ戰禍ヲ極東ニ及ホスナカラント」を提案し、日支兩國は更に米國を加えてこれを實施せんことを要請している (外務省・大戦關係文書・一九三頁)。

(二一) MacMurray; *ibid.* p. 1154. Werner Levi; *Modern China's Foreign Policy*, p. 139. Morse and MacNair; *ibid.* p. 576

(二二) 伊藤正徳・加藤高明・下巻七三頁

(二三) 八月二十五日加藤外相より日置公使宛往電第三八三號

(二四) 山東鐵道は元來民間の支獨合辦經營にかかり、獨逸國有鐵道でないから、日本が占有する根據はなかつたが、日本はこれを國有とみとめて押收した。それは十月十一日に同鐵道會社重役 Schmitz を取調べた結果についての十月十一日發山梨少將取扱多田大尉の參謀本部宛報告によれば、「獨逸政府ハ出資シアラス但シ埠頭料金トシテ鐵道利益中五分乃至六分ヲ毎年受取り居レリ鐵道ノ保護ハ支那政府ノ巡警ニ依頼シ毎年約九千兩ヲ支拂イツツアリ」というのであつて、これは獨逸國有でないことを示している。

(二五) 大正三年十月三日北京發日置公使より加藤外相宛電第七三四號

(二六) 大正三年十月三日北京發日置公使より加藤外相宛電第七三二號

(二七) 大正三年十月四日發加藤外相より日置公使宛電第三四六六號

(二八) この山東鐵道は、膠州灣引渡と同じケースとして獨逸から支那への引渡が問題となつていた。大正三年九月二十八日、在濟南森岡正平外務書記生より在天津松平恒雄總領事宛機密第七〇號通信によれば、「先月十四・五日頃膠州總督ハ青島ニ於ケル重ナル官民一同會シ膠州灣租借地並ニ山東半島ノ處分ニ關シ意見ヲ徵シタルニ衆口一致此際日本ヲ敵トシテ青島ヲ固守スル愚擧タル所以ヲ述ヘ速カニ膠州灣並ニ山東半島ヲ支那ニ引渡スコトヲ總督ニ勸告シタルヲ以テコレヲ本國ニ電達シタルニ何等回答ナカリセハ總督ハ愈々青島ヲ死守スルヲ決シタルカ其後在北京獨逸代理公使ハ本國政府ノ訓令ナキニ拘ラス山東鐵道會社重役 Schmitz ト議リ山東鐵道ヲ支那政府ニ讓渡ノ運動ヲ開始シ北京政府ニ閣ニ提議スル所アリシモ北京政府ハ右鐵道ヲ買收スヘキ費額ナク且時局柄問題トナリ居レル該鐵道ニ干係スルヲ欲セ。

ストノ口實ヲ以テ之ヲ拒絶シタルカ *Zornit* ハ猶且當初ノ目的ヲ達セントシ最近ニ至ル迄各方面ヨリ運動ヲ試ミ居リタルハ事實ナリ」云々という情報があり、これが日本の同鐵道押收の根據ともなつたと思われる。

これと關連して、獨逸はまた、津浦鐵道を中國でなく英國に賣却の運動をなしつつある（京奉鐵道運輸課長談）と、十月九日附在天津奈良少將よりの參謀本部宛電報は傳えている。

(二九) 參謀第四九三號大正三年十月三日天津發電報 時局ニ關スル支那情報第一五二號

(三〇) 大正三年十月十四日日置公使より加藤外相宛公第三二七號「山東鐵道押收問題ニ關シ參議院ヨリ質問書提出ノ件」なる報告参照。

(三一) *MacNair*: *Ibid.* p. 182. *MacMurray*: *Ibid.* Vol. II. p. 1157, 1158. 中國人の觀た中日外交秘史八三頁

(三二) 例えば、清澤淵「日本外交史」(下卷三六一頁)は、「日本は膠州灣攻撃に當つても可能範圍に合法的手段をとつた。ドイツのペルギー通過は無警告で行われたのに、日本軍の龍口上陸は支那の承認を得た。支那は日本が山東鐵道を押收したことの不都合に抗議したが、しかし同鐵道は事實においてドイツ政府の所有になるもので、如何なる國家と雖も膠州灣攻撃に當つて、該鐵道をそのままにして置く如きは想像し得ないところである」と述べているが、これは全面的に検討を要することというまでもない。戦後に出た外務省監修になる日本外交百年小史も、「神尾中將の率いる軍隊は九月二日山東省龍口に上陸し、その力を驅つて濰縣を占領し、山東鐵道を完全に掌握、青島は遂に孤立して十一月七日陥落した。中國政府は中立宣言を發して戰爭不介入の態度を明らかにし、日獨の交戦區域を極く小部分に限ることによつて戦火の波及を防ごうとして、交戦地域について日本政府と協定したが、日本軍がその約を守らず濰縣を占領し、更に山東鐵道を手に入れ管理經營に任ずるに至つて日本の態度を危惧し」云々とあるのみで、龍口濰縣が租借地外にあることには全くふれていないから、日本の中立違反は明瞭ではない(同書七五・六頁)。

鹿島守之助「帝國外交の基本政策」においても、「我國が對獨宣戰布告を行い、獨逸が支那より租借していた膠州灣を占領して以來、日支の關係は益々惡化した」(四六五頁)とあるが、何故惡化したかの原因にはふれていない。

信夫淳平「大正外交十五年史」(昭和二年)も、日獨戰爭について、「我が出征軍は第十八師團及び歩兵第二十九旅團、並に攻城砲兵團を主力とせる各部隊より成り、之に英軍邊境兵約九百名及び印度シーク兵約四百五十名が参加したものである。斯くて我が先頭部隊は九月二日勃海灣の龍口附近に上陸し」云々とあるが、中國の中立侵犯には全くふれていない(五頁)。

邦譯として我國に紹介されたものとしてこの點をはつきり指摘しているのは、ジューコフ監修・極東國際政治史・一八四〇—一九四五・上卷三四頁には、「日本の司令部は海上からでなく膠州の要塞地帯の背面から青島を攻撃することに決定した。これによれば中國の中立はまったく破られてしまうことになる」とある。

六 膠州灣還付問題

ヨーロッパ戦争の開始當時、中國は英獨兩國双方と友好關係にあり、英米と親密な關係にあつたと共に、獨逸とも親善關係にあつた。^(一) とりわけ獨逸は膠州灣に租借地をもつていたけれども、その中國における人氣は良好であつた。^(二) 英國も極東に於いては現状維持を望み、日本の參戰を好まなかつたことも歴然たる事實である。獨逸もまた、極東に於ける戰鬪を有利としなかつたこともいうまでもないことであつた。それ故に、中國をめぐつて英獨兩國が交戰關係に入る情勢にはなかつたのである。

若し極東に於いて戰鬪が起るとすれば、海上を除けば、獨逸の膠州灣租借地以外には發火點はありえなかつた。従つてこの膠州灣を戦争の外におく試みが先ず獨逸によつて行われたのは當然であつた。一八九八年の租借條約によれば、期限満了前に獨逸が膠州灣を返還する意思を表明した場合には、清國は獨逸に對して一切の必要經費を拂い戻すのみならず、他により適當な代替地を與えることを確約している以上、^(三) 獨逸が中國と膠州灣返還交渉に入つたことは怪しむに足りない。それは北京に於ける英米外交官がいち早く探知したところであるのみならず、むしろこれを日本は差しおいて促進した傾きすらあつた。殊に日本の中國征服という帝國主義的動向を恐れた中國が、英米に依存して領土保全を圖らんとした傾向も亦蔽い難いので、ここに膠州灣還付に關する獨支交渉が進行したことは自然の成行であつた。^(四)

日英間にこの間の事情が傳えられたのは勿論であるが、ここに注意すべきは、シヨルダン英國公使がつねに獨逸から中國への直接還付の運動を教唆していることである。實に、膠州灣還付の臆立はこの英國公使が主になつていたと思われるのであつて、それは八月十三日小幡代理公使が彼を訪問した次の報告によつても知られるであらう。

本官ハ此機會ニ於テ獨逸カ膠州灣引渡ニ關シ支那政府ト交渉シツ、アル次第英國公使ニ於テ何等存知シ居ラサルヤ否ヤ確カメタル處、英

國公使ハ兩三日前梁士詒ヨリ内話アリタリ同人ノ説ニヨレバ膠州灣ヲ商港トスル條件ニテ支那政府ヘ還付ノコトヲ全然當地獨逸代理公使及ビ膠州灣總督ノ責任ニテ(本國政府ノ訓令ニヨラス)支那政府ヘ提議シタル趣ニ付、此旨直ニ英國政府ニ電報シオケリト述ベタリ依テ本官カ袁世凱カ獨逸側申出ヲ拒絕シタル趣傳聞シタルカ右ニ付何カ聞込ミタルコトナキヤ否ヤト質問セルニ對シ、英國政府ハ無論支那ニ於テ承諾ノ意思アルモノト想像シ居ル旨語レリ、東洋戰局擴大ニ付テハ英國政府ニ於テ頗ル憂慮シ居ルモノ、如ク見受ケラレタリ^(七)

更に、これがよりはつきり出ているのは、八月十四日發の電信第五七四號であつて、小幡代理公使は、

本官ノ推測スル所ニテハ、目下英國公使ハ何等カ活動ノ模様ナル所膠州灣還付ニ關スル獨逸側ノ提議ヲ速カニ支那政府ヲシテ容レシメ以テ戰局制限ノ美名ヲ博シ、將來ニ於ケル英國ノ立場ヲ善クセントスルノ考ヘヲ有シオルニアラスヤト考ヘラル萬一帝國ニ於テ宣戰布告セラレタル後ニ至リテ膠州灣還付實現セラル、様ナコトアリテハ帝國ハ甚タ面白カラサル立場ニ立タサル様考ヘラル

とあり、このような動きが日本をして最後通牒に還付條件を入れるに至らしめた原因であると思われる。

米國もまた英國に劣らず、この膠州灣還付については積極的であつて、駐支ラインシュ公使は、英國公使と連絡しつつこの運動を進め、東洋平和を維持し、戰局を制限して東洋に波及しないため、日米支共同提案という形をとつて日本の進出を抑制せんとしたのみならず、戰爭の渦中に入るのをさけるため一時米國が租借地を預るといふ動きをさえ見せたのであつた。^(六) それ故に、日本は膠州灣に對する對策を講ぜざるをえなくなり、ここに獨逸に對するよりも英米に對する配慮に忙しくなつたのである。例えば八月十日附加藤外相より井上大使宛電訓「支那ノ劃策ニ應セサル様米國ニ勸誘方英國政府ニ申入ノ件」^(七)は、中國がその領土保全及中立確保のための援助を米國に求めんとするのを抑えるべく、英國に協力を要請しているが、それはいうまでもなく膠州灣に關する米國の策動に對する掣肘を考へたからである。またこれと同時に、中國に對しても、「膠州灣還付ニ關スル獨支交渉ノ件ニ付支那政府ヘ警告方」を訓令しているのである。八月十四日には、加藤外相は小幡代理公使宛に、

貴下ハ至急支那當局へ會見ヲ遂ケ、膠州灣問題ニ付テハ此際斷シテ獨逸側トノ間ニ左様ノ話ヲ進メサル様嚴重ニ申入レ置カルヘシ、若シ日英兩國ニ協議セシテ左様ノ交渉ヲ進ムルニ於テハ極メテ重大ナル結果ヲ生スルニ至ルヘキ旨ヲモ併セテ警告シ置カルヘシ

という頗る強壓的態度を以て中國に警告すべく命じているが、これは所詮英米の背後における暗躍が顯著に存在したことに對する反作用でもあつた。日本が膠州灣還付のコミットをせざるをえなくなつたのは、中國に對する大義名分などから出るものではなく、實は英米獨諸列強の策謀によつて否應なしに「還付」という條項を對獨最後通牒に入れざるをえなくなつたと見られるのである。即ち、對獨警告第二項に、

獨逸帝國政府ハ膠州灣租借地全部ヲ支那國ニ還付スルノ目的ヲ以テ一千九百十四年九月十五日ヲ限り無償條件ニテ日本帝國官憲ニ交付ス
レポート

とあるのは、日本側の外交政略と見る論もあるが、^(九)中國に對するよりは、英米の壓力に對する日本の讓歩を示すものと見る方が妥當であろう。これを裏付ける要素として、ジョルダン駐支公使が、日本の膠州灣還付の保障を最後まで強硬に主張したことを見逃してはならない。英國政府が夙に駐支公使の通報警告に基いて、日本の膠州灣進出の意圖を斷念させるべく日本牽制の手を打つたことも明瞭であり、それは八月十四日、グレー外相が井上大使に對して、

獨逸國政府ハ日獨開戰ノ曉ニハ膠州灣ハ直ニ日本國ニ占領セラルヘキヲ察シ、同地ヲ中立トナサンカ爲一應該租借地ヲ返還スルノ策ヲ講シ、且下支那政府ト交渉中ナル趣聞及ヒタル旨ヲ附言シタリ^(一〇)

と告げているのにも見られる所である。この情報が日本の對獨戰膠州灣攻撃意圖に對する制約となつたか或はこれが日本を刺戟して迅速な處斷を促したかは問題であらうが、少くとも還付という條件でなければ、膠州灣攻撃が許されない事態に日本を追い込んだことは事實である。殊にジョルダン公使は、日本が最後通牒發した後まで、「支那ニ對スル日英共同警告案 (Joint note)」中に膠州灣還付保障を挿入することを強く主張しつづけたのであつて、それは本國政府からの指令後漸くにし

てやんだのであつた。^(一)日本はいうまでもなく、これには不同意であつた。しかし加藤外相は、英國グリーン大使との會談に於いても、「^(二)ジョルダン氏カ兎角日本ノ行動ヲ掣肘セムトスル氣味アル次第ヲ大使限リノ含ミ」として申述べ、また、井上大使に對しては、「本國政府ヨリ在支帝國代理公使ノ措置ト喰違フ如キ處置ヲトラサル様必要ナル訓令ヲ發セラレル様申入ラレタシ」という訓電を出して、英本國政府からジョルダンに壓力をかけさせる措置に出た程であつたのである。^(三)

膠州灣還付條項が日本の最後通牒に明記されるに至つて、米國政府もまた漸く日本の態度を諒承し、この還付を確認する意味で、

日本カ獨逸ニ對シ膠州灣租借地全部ノ交附ヲ要求センハ之ヲ支那ニ還付スル目的ニ出タルコト及日本ハ其ノ將ニ執ラントスル行動ニヨリ支那ニ於テ毫モ領土擴張ヲ覓メス其ノ行動カ嚴ニ英國トノ同盟ニヨルモノナルコトハ米國政府ノ満足ヲ以テ諒承スル處ナリ^(一)^(二)^(三)

という聲明によつて日本に釘をさしているのである。

從來膠州灣還付は日本の參戰理由を示す大義名分であつたが、それはその還付を條件として滿蒙問題の解決をはかろうという深遠な目的をもつものとされていた。^(四)加藤外相はグリーン英國大使に對して、

膠州灣還付の保障は今から之を爲すことは出来ない。多大なる犠牲を拂つて獲べき膠州灣なれば、假に之を還付するとも、日本は必ずや條件を付けねばならない。例えば滿蒙に於ける帝國の租借地及び鐵道の期限延長の如きは恐らく主要の點なる可し。是等に關しては自分ハ東洋の平和及び日支間の眞の親交の爲に夙に心に懸けて居たことで英國の當局者とも打明けて話したことがある。

とその意圖を表明している。確かに、グレーとも滿蒙問題について話合つたことは事實であり、日本が英國側に加擔して參戰するについて條件をつけることの必要は認めていることは左記の電文の記す通りである（大正三年八月二十二日英國大使來訪加藤大臣に手交電文寫。イタリツクは筆者）。

Telegram from Sir Edward Grey

August 21st

I am ready, in view of the reasons adduced by the Minister of Foreign Affairs, to drop for the joint declaration to the Chinese Government. The words proposed by me viz: "in settlement of peace" were intended to refer to the general plan of persuading China to accept our joint advice in the future, and were not meant to refer specifically to Kiao-chow.

I have not forgotten the conversation regarding the Liao-tung Peninsula which I had with Baron Kato on the eve of his departure from this country, and I realize fully that in return for her expending of blood and money Japan may find it necessary to make *Conditions*.

We are now prepared to co-operate,

British Embassy,

Tokyo

August 22nd, 1914

しかしながら、グレーのみとめたこの條件は、日本が血と金を費したことの代りに滿蒙についての利權要求を認めるといふのであつて、膠州灣還付の代りに滿蒙問題を解決するということではない。すなわち、滿蒙問題につき日本の主張を認めるにせよ、それは英國側に立つて血を流すということの代りであり、膠州灣を返すことの代りではない。對象は滿蒙であるにせよ、それは對英國との關係であり、中國に對するものではない。しかるに一般に山東を還付するにも條件をつけねばならないというのは、日本の身勝手な理論であつて中國に對していい得ることではないのである。それは筋違いであり、山東を返す代りに滿蒙をということは上述の電文においても、グレーがみとめているとはいえないのであつて、結局日本は膠州灣還付を他の利益代償の道具に使つたのである。中國が最も警戒し嫌惡したのは、戦争の犠牲となり大國の道具となること

であつたから、この日本の偽善背信に對して激昂したのは當然であつた。

二十一ヶ條要求に對して中國が烈しく反對したのは、その契機には日本帝國主義の中國進出全體に對する反對脅怖があることも勿論であるけれども、具體的には日獨戦争を好機として日本が連合國の錦の旗をかかげながら、實は中立國中國の犠牲の上に自國勢力の大擴張を計つたことにあるのである。いいかえるならば、日本が連合國の歐洲戦争遂行に餘念なく、從つて極東まで手の及ばない真空状態に乗じて、弱體の中國に對する侵略をなし遂げたことにあるのであつて、中立の中國は無辜にしてその累を受けて、日本の支配に甘んぜざるをえなくなつたことが不満であつたのである。しかも、膠州灣還付の前にはすでに經濟的利權を獲得しており、還付はただ形骸にすぎず、實質的には日本の支配はうちたてられていたのである。それ故に、膠州灣還付は中國の喜ぶどころではなく、むしろこれとひき代えに中國全土を支配下におかんとした強慾老猾な日本の手法に反抗したのであつた。いわば膠州灣返還をだしに使つて、滿蒙をはじめ中國全體に日本の利權を擴張しようとしたことが、極端な反感反撃を招いたのであつた。^{二六}更に考えられることは、日本が日清戦争以來中國を蔑視し酷遇して來たことが、この機會に中國の反抗を爆發したと見るべきであつて、事實中國がこの日本の偽善的な返還に不信と憎惡の念を燃やしたのには十分根據があつたのである。それは、日本の朝鮮に對する偽購行爲、すなわち朝鮮の獨立保全のために日露戦争を戦つた筈の日本が、後にこれを併合して殘忍なる帝國主義的搾取を強行したそのことこそ、中國の目にはやがて吾が身に訪れるべき運命と映つたからにはほかならない。膠州灣還付をその還付という一事にとらわれることなく、その背後に潜んでいる意味を問題にしなければならぬのである。

(一) 中國の中立宣言の冒頭では、"Whereas we are happily at peace with all Sovereigns, Power and States……"とあり、
中文を切譯してゐたのは十分理由がある。MacMurray; *ibid.* p. 1365. President Mandate proclaiming Neutrality, August
6, 1914 参照。

(二) Levi; *Ibid.*, p. 152 によれば「世界中で獨逸の勝利を念じている地方がある。それは山東省だ」と山東省長がいつたとあり、山東人民は明かに獨逸人を日本人より好んでいたという。従つて、獨逸と外交關係を斷絶することは中國にとつては友邦を失うことであつた。

(三) MacMurray; *Ibid.*, I, p. 114 によれば獨逸の膠州灣租借條約の第一、第二、第三、第五條はその解約規定が獨逸に有利なことを明示してゐる。

(四) 大正三年八月十二日北京發小幡代理公使より加藤外相宛電信第五六六號「獨逸ノ膠州灣還附提議ニ關スル件」によれば(外務省記録・世界大戰關係日本外交文書・第一卷一八二頁)、

八月十一日 袁世凱ハ阪西ニ對シ此程獨逸國政府ヨリ間接ニ膠州灣ヲ支那ニ還付スル意嚮ヲ漏シ來リタルモ、支那政府ニ於イテハ考慮ノ末其ノ時機ニ非ストシテ體ヨク獨逸側ノ申出ヲ拒絶シタリト内話セル由ナリ。之レ一面戰局ノ制限ニ關スル支那ノ希望ヲ聞届ケ一面戰爭中青島被攻撃ノ難ヲ避クル様一時租借地ノ國旗ヲ支那ニ變更シ、戰後現狀ニ回復ナス策ト觀察セラルル袁ノ此ノ交渉ヲ拒絶スルニ至レル理由モ獨逸側ノ蟲ノヨキ猾策ニ乘ラサリシ次第ト察セラル」とあるが、これはその動きを示すものである。事實當時北京に於いて獨逸公使ヒンツヒ(von Hintze)と北京外交部との間には、ひそかに「獨逸は膠州灣を一旦支那に還付するも平和克復後再租借するか、又は支那の適當な一港を租借地として獨逸に提供すること」という問題が進められていたのである(小幡西吉・八二頁)。

(五) 大正三年八月十三日北京發小幡代理公使より加藤外相宛電信第五七〇號「膠州灣還付ニ關スル獨支交渉ノ件」

(六) 中國もまた米國の支持をたのんだことも明かであり、米國もまたこれを期してゐた。Paul S. Reinsch; *An American Diplomat in China*, p. 128

(七) 大正三年八月十日東京發加藤外相より駐英大使井上勝之助宛電信第一〇〇號

(八) 八月十四日東京發加藤外相より小幡代理公使宛電信第三四三號

(九) 一八九八年膠州灣租借條約第五條は、獨逸が清國に對して永遠にこの租借地を他國に轉貸しないことを明約してゐる。従つて「支那ニ還付ノ目的ヲ以テ」という條件をつけても日本にこれを交附することを要求するのは獨逸にとつては不可能なことを強いたことになる。何となれば、獨逸が直接支那に交附する目的以外に、第三國にこれを引渡す筈がないのである。もし日本の最後通牒に屈して、獨逸が日本に租借地を引渡したとするならば、條文に背いて日本に轉附したことになるのみならず、獨逸の威嚴が許さないところであるから、いわば不可能を獨逸に強いた我が外交の勝利といふべきであるといふ議論もある。もし獨逸が自ら進んで膠州灣租借地を支那に還付したとするならば、我國は獨逸攻撃の標的を逸して大戰參加の好機をつかむことが出来なかつたであらう。嵯川新「膠州灣ノ占領ト樺太ノ占領」(大正三年)一八頁

(一〇) 八月十四日倫敦發井上大使より加藤外相宛「戰地局限ニ關シ英國政府ノ讓歩條件ニ關スル件」

(一一) 八月十七日東京發加藤外相より小幡代理公使宛電信第三五二號は、「此際ニ膠州灣還付ノ保障ヲ支那ニ與フルハ諸般ノ關係ニ顧ミ帝國政府ニ於テ同意シ得サル所タルノミナラス、井上大使ヲシテ英國政府ニ申入レシムルニ付、貴官ハ右ノ趣然可英國公使ニ説示セラレ、巴ムラニサレハジョイント・ノートヲ以テスルコトヲ見合セ日英各別ニ支那政府ニ警告ヲ與フルコトニ御取計アリ度」と不同意を明かにしているが、これはジョルダンの容れるところとならず、小幡代理公使は折返し八月十八日北京發電信第五八五號を以て、「膠州灣還付保障問題ニ附駐支英國公使ノ態度不變ノ件」として返電して、「篤ト懇談シタルモ同公使ハ膠州灣還付保障ニ最モ重キヲオキ、更ニ本國政府ヨリ右一節除外電訓ニ接セサル限り當方ノ意見ニ同意スル能ハサル旨ヲ確言シ其態度頗ル強硬ナリ、就テハ本件ハ前電ニテ申述ヘタル通當地ニテハ乍遺憾到底協議マツマル餘地ナキ次第ト御承知相成度」といつているのを見ても、如何にジョルダンがこれを固執したか分るのである。

(一二) 八月十七日加藤外相は駐英井上大使宛に「駐支英國公使ノ對支膠州灣還付主張ハ英國政府ノ意向ニ反スル所以ヲ同國政府ニ申入レ方訓令ノ件」なる電信第一二四號を打っているが、八月二十日「對支日英共同警告中膠州灣還付保障記入除外ニ英國外相同意ノ件並ニ獨逸皇帝ノ同地防衛電訓ニ關シ同外相ヨリ内報ノ件」なる井上大使より加藤外相宛電信第一八四號が来るに至り、はじめてジョルダンにこれを斷念せしめるを得たのである。

(一三) 八月二十一日米國大使來省加藤大臣面接の際手交の覺書の要點は次の如くである。

Aide Memoire

The American Government notes with satisfaction that Japan, in demanding the surrender by Germany of the entire leased territory of Kiaochow, does so with the purpose of restoring the territory to China, and that Japan is seeking no territorial aggrandizement in China in the movement now contemplating, but is acting in strict pursuance of the alliance with Great Britain.

膠州灣還付問題に對する米國政府の態度については、大正三年八月二十三日華府發駐米大使珍田拾巳より加藤外相宛電信第二八二號によれば、「此際膠州灣ヲ直接支那ニ引渡スヘシトカ又ハ米國ヲ介入セシメテ還付スルノ案アリトカノ説ニツイテハ大統領ハ斷シテコレニ干與セサル旨言明シタルモ……連合通信社員 Board カ内密ノ話アリトテ松岡ニ告ケタル所ニヨレハ駐米支那公使及參事官カ國務長官ヲ頻々往訪シ居ルコトハ事實ナルカ果シテ其會談カ主トシテ膠州灣還付問題ニ直接關係スルヤ否ヤ容易ニ突トメ難シト、乍去自分内探ノ結果目下米國政府部内ニ於テ(一)日本政府ニ於イテ膠州灣還付ニ關シ祕スルモ還附時期ヲ明示スヘシト迄ハ提言セサルヘキモ(二)多少明確ナル保

障ヲ何等カノ形式ニ於テ求ムルノ措置ヲトルことは確かであるとしている。

(一四) 信夫清三郎「近代日本外交史」昭和十七年・二一五頁、伊藤正徳・前掲書下巻二二四頁

(一五) Mingchian Joshua Bau: *The Foreign Relations of China: A History and a Survey, 1921.* p. 264

(一六) Reinsch: *Ibid.* p. 129 によれば、袁世凱は「日本はこの機會を利用して中國を統制下におこうとしている」と述べているが、これが第二の滿洲の端緒であると危惧したのは中國人一般の感情であつた。

七 講和と山東問題

第一次世界大戰の終了と共に、日本は戰勝國として國際的檜舞臺においてはじめて強國の列に加わつて登場したのであるが、圖らずもパリ講和會議においてこの日本が遭遇しなければならなかつたのは、山東問題をめぐつて米中兩國から放たれた日本攻撃の矢であつた。講和會議において、戰勝國として華々しく大國の地位を與えられたかに見えた日本は、國際連盟規約起草に當つて人種平等案の主張を葬り去られ、更に山東問題に關しては米國をはじめ列強から戰果である膠州灣の還付を強要され、日本は恰も國際的強盜犯罪人であるかの如く糾弾されたのである。日本の主張は、結局山東條項としてヴェルサイユ條約の中に認められるに至つたのであるが、その後一九二一年のワシントン會議において、再び山東問題は蒸し返され、日本は恰も國際法廷に召喚を受けて引出され、日本は大戦中犯した罪狀を讀み上げられて判決の言渡しを受けた形になつたのである。

ヴェルサイユ會議においては、ヨーロッパの重大問題が山積しており、我國の對獨要求條項である山東問題及南洋問題の如きはむしろ枝葉の二次的問題であつて、當初これが通過困難の紛議を醸そうとは思われなかつた。中國陸全權も日本との協力和協を約束していたから尙更のことであつた。しかるに、ヤング・チャイナのホープたる顧維鈞、王正廷の兩委員は講和豫備會議で中國は山東省に於ける權利を日本が繼承することについて、中國の對獨參戰と同時に膠州灣租借條約は破棄さ

れた以上、この権利は當然中國に歸屬し、従つて日本はこれを獨逸から繼承する理由がない、またこれを日本に一旦引渡し更に日本の手から中國に渡すのは二重の手續であるから、むしろ直接獨逸から中國に還付する形式をとるべしと主張したのである。^(三)これに對する我國全權の態度は、獨逸に對しては講和條約によりその権利を全部繼承し、中國に對しては日支間諸取極に従つて右繼承權利を處分するにありとし、殊に條約の神聖が今次戦争の一要目であることを強調した。^(三)

しかるに、中國側は、日支條約及取極は威壓の下に餘儀なく結ばれたものであるから講和會議においては否認さるべく、すべては正義の原則に基いて處理さるべきであると反駁したのである。殊に、中國の參戰により獨支間の條約は破棄され、獨逸の權利は消滅したという點と、威壓によつて成立した條約は破棄すべしという二點に至つては、中國委員とランシング以下の米國全權の主張とはその用語論法までも一致しており、中國の宣傳は米國の同情を頼んで頗る盛であつた。英國は一九一五年の日支條約及び一九一七年のロンドン連合國宣言に基いて、約束は約束である、英國はこの約束を守るべしとの立場をとつたが、他の諸國は概ね米國側主張と同様日本に對して冷淡な態度であつたのはいうまでもない。米國上院の論調は、日本に不利であつた。たとえば、日本が山東から獨逸を驅逐したとの理由でこれを日本に與えるのは、恰もアルサス・ロレーヌを米國に與える如きものであつて、それは友國を賣つて無辜の民を敵人の手に渡すものであるとし、かかる無慈悲酷薄な事例は世界歴史上例が少なく、米國が山東條項を是認することは恐るべき國際罪惡に裏書することにはかならないと日本反對論を展開したのである。中國側コミュニケは、これに應じて米國はアルサス・ロレーヌから獨軍を驅逐するのに米軍二百萬を要し、その損失は青島の數十倍の六十萬を超過するのに、米國は占領地の一尺の鐵道、一寸の鑛區をも要求せず、また英國はフランダースの原頭を青年有志の墓地に化したのに拘らずベルギーに何等の要求をしたことはないとして訴^(四)えると共に、中國は膠州灣直接還付を要求する左の理由覺書を列舉して日本を駁したのである。^(五)

(第一) 日本の獨逸に對する最後通牒及宣戰に際し、中國は青島攻撃に参加せんとする希望を表明したが日本はこれを容

れなかつたこと。

(第二) 日本軍の龍口上陸と英軍の租借地上陸とを對照して日本の中立侵略を暴露したこと。

(第三) 中國は中立維持のために交戦區域を設定し、これを各國に通知し、同時に日本軍の濰縣以西に進出せざることを定めたこと。日本軍はそれにも拘らず濰縣以西に進出し、鐵道、鑛山を占領し、中國軍隊の撤退を強要したこと。

(第四) 青島陥落後、中國は戰鬪區域撤廢宣言をしたのに拘らず、これを日本は信義を無視して不當とし、軍事行動及軍政を施行して税關を占領したこと。

(第五) 日支交渉二十一ヶ條要求は、日本の最後通牒及軍事行動のため不本意ながら調印を餘儀なくされたが、それは講和會議で最終解決をなされるとの自覺の下に締結したものであること。

(第六) 日本は租借地外の坊子店、濟南に民政廳を設置し、中國人に對し裁判及徵稅までを行つたこと。殊に日本軍の存在及永久占領を目的とする民政廳の設置により、中國國民の感情は非常に激昂したため、中國政府は民心を一時鎮靜せしめる策として日支協定に調印した次第であること。

日本はこれに對して法理論にはふれず、専ら政治的に解決する立場に立ち、ハウス及びウイルソンに斡旋を依頼した。ウイルソンは、日本の要求が容れられなかつた場合、イタリアの前例に従ひ講和會議を脱退するおそれがあるが、日本の脱退は中國の脱退より影響が大きいことを考慮して日本への山東に對する主張を容れたのである。^(六) 歐米諸國としては、從來自ら中國と結んだ條約は悉く強壓の下になされた歴史を顧み、今回の日支條約のみを無効とするのは不當であるとしたことを反省したことも見逃せない所である。結局我が主張通り、ヴェルサイユ條約第百五十六條において、「獨逸は山東の權利特權の全部を日本國の爲に拋棄す」と規定されたが、中國はこれに斷乎として反對し、遂にヴェルサイユ條約に調印しなかつた。かかる中國の奮闘に拘らず中國側の慘敗に終つたかに見える山東問題は、しかし二年後のワシントン會議に於いて日中の

地位を逆轉して中國の希望通りの解決を見るに至つた。すなわち、米英を立會人とする山東問題委員會に於いて、日本は膠州灣租借地を還付し、軍隊を撤退し、山東鐵道を返還することになり、戰爭中に日本が中國に於いて獲得した利益は吐き出させられたのである。しかしそれは、先きに蒔いた悪い種子から悪い收穫物を收めたにすぎない。^(七)ワシントン會議は中國をして對外關係史上未曾有の成功を收めしめ、九カ國條約を成立せしめて、列強の勢力範圍獲得競争に頂門の一針を加えたのであつた。山東問題がワシントンに於いて解決されたことは、その意味頗る重大である。すなわち、山東問題は單に日本と中國との問題でなく、その規模が米國との關係を抜きにしてはありえないことを示しているからである。

(一) Frederick Moore; *America's Naval Challenge, 1929*, p. 83

(二) *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States: The Paris Peace Conference, 1919*, Vol. III, p. 757. 及 M. J. Bau; *The Foreign Relations of China, 1921*, p. 444

(三) 大正八年八月十八日巴里發松井大使發内田外相宛講第一八六一號

(四) 四月八日巴里發松井大使發内田外相宛講第五一三號

(五) 三月十四日巴里發松井大使より内田外相宛講第三五二號

(六) 牧野伸顯「松濤閑談」昭和十五年・二一八頁

(七) 松原一雄「外交及外交史研究」昭和六年・五七三頁

八 結 論

この山東問題を契機として、日本帝國主義は國際的な鐵鎚を加えられ、日本の大陸進出は制止されたかに見えたが、それは決して日中關係を明朗化したものではなかつた。殊にワシントン會議に於いて受けた日本の痛手は、中國にとつては會心の成功であつただけに、逆に日本にとつては容赦し難い痛憤となつてしこりを残した。それは表面的解決にも拘らず日中關

係の對立を深化し、ただに中國に對してのみならず、米國に對して日本の大陸政策が決定的對立關係にあることを、この山東問題は明白にしたのである。

開國以來日米關係は親善友好の形をとつていたのであるが、日本の強國化と共に漸次對立關係が萌えて來たのであつて、この第一次大戰の過程に於いて愈々顯在化して來た。いわば、日米兩國が最初に對立關係を鮮明にしたのは、日本が強引に日獨戰爭に突入し、その後山東半島を侵略したことに端を發する。この日本の大戦中の帝國主義的進出は、列強すべてが痛く非難したところであつて、その急先鋒に立つたのが米國であつた。何となれば、他の列強はヨーロッパの戦局に没頭して極東にまで干渉の手を伸ばす餘裕がなかつたのに反して、米國は當初戰爭に介入せずに中立の立場にあり、中國に於いてその權益保全のために日本の大陸進出に制止の手をあげ得る地位にあつたからである。かくて、米國は先ず日本參戰に伴う中國中立侵犯行動を非難すると共に、一九一五年の二十一ヶ條要求を別袂暴露して糾弾することになつたのである。戦時中一時日本に對しては石井・ランシング協定が稍々妥協の色を示したけれども、戦争終了と共に、米國は日本の大陸政策の根柢を揺がすような猛攻撃を加えて來た。このパリ講和會議における米國の中國支持、從つて日本彈劾は、所謂山東問題として意想外の波瀾を呼び、それが米國の反日感情を高めると同時に、また日本の反米感情を強めて、日米關係が險惡化する第一歩となつたことは刮目に値する。

山東問題の經過において顯著なことは、米國が中國に對して感情的にまで同情支持を徹底的にもちつづけ、その反對に日本に對しては、徹頭徹尾外交的壓迫非難に終始したといつてよい。米國の極東政策が門戶開放の基本原則に従う限り、日本の大陸政策と相容れないのは當然であるとしても、米國が自らモンロー主義を國としてヨーロッパに對しては不干渉の態度をとりながら、アジアに對してはモンロー主義をすてて干渉關與することをいとわなかつたことは注目しなければならぬ。米國は日本の中國における特殊權益を認めようとはせず、中國の領土保全、機會均等主義を固執して、日本がこれに従

わなければ、これを世界の前にあばく態度を取つたのである。要するに米國が日本に對して特に強硬な態度をとつたことはまがいない事實であつて、これが日本の反米氣運、右翼勢力の擡頭を促したことは否みえないところである。

しかしながら、それと同時に、日本が米國の強い反感憎惡をかうような非道強引な行動を第一次大戰中とつたこともまた蔽ふことの出来ない事實である。現在、戦争の原因及び責任をめぐつて、自國側の過誤を隱蔽滅殺し、相手側の過誤を暴露誇張する傾きなきにしも非ざることに鑑みて、我々は謙虛に自己の非を顧みる必要があると思われる。外交關係は累積的相互的であつて、日米關係もまたその双方の過去を洗つてみるのが大切である。その意味において、我々は單に滿洲事變のみならず、これより更に遡つて第一次大戰における日本の行動、殊に日獨戦争に端を發する山東における日本の行動を客觀的に檢べることは今次戦争の原因を究明するために重要である。それは日本自身にとつて國際的懲罰を受けるべき不利と恥辱に身をさらすことになるかも知れないが、しかも歴史的眞實を明かにすることは戦争原因を追求して平和建設への出發點をなすことを忘れてはならない。

太平洋戦争の原因という場合にも、日米關係の對立を來した原因にまで遡らねばならないが、その最初の契機をどこに求めるかは頗るむずかしい問題である。しかし、少くともいえることは、中國をめぐつての日米競争の顯在化が戦争の第一原因をなしていることであり、日米の對立關係は中國を抜きにしては考えられないということである。しかも、悲劇的なことは中國を介しての日米相關關係の存在であつて、米國と中國が親善友好の關係にあることはつねに日本との關係を悪化することであり、逆に米中關係の悪化は日米關係の良好を招來するという相反關係が注目されねばならない。歴史的にみても日露戦争以後、日本の中國進出が軌道に乗るにつれて、米國の日本牽制、干涉反對が強まり、逆に米中關係は愈々親密となる姿が明瞭である。

この日米對立の基本關係が最初に表面化したのが第一次大戰における日本の中國進出に際してであつた。第一次大戰への

日本の参戦は、日英同盟の誼みによる義戦であるというよりは、日本の待望する大陸政策實現のための絶好の機會として把握する方が眞實に近いであろう。それ故に、日本の中國進出が進捗するのに對して米國が徒手傍觀することなく、反對干渉の態度をとつたことも當然であるといえる。いわば山東問題において日米兩國は決定的對立をとつたことが、ひいてはワシントン會議における日英同盟廢棄の結果を招くことにもなつたのである。この意味において、日獨戰爭に始まる山東問題こそは、太平洋戰爭の根本原因をなすものであると思われるのである。